

令和5年度

福祉の概要

横手市市民福祉部(福祉事務所)



(目 次)

横手市の概要	1
1. 地理・地勢	1
2. 人口・世帯等	2
市民福祉部(福祉事務所)の概要	3
1. 市民福祉部(福祉事務所)組織機構と職員の状況	3
2. 市民福祉部(福祉事務所)事務分掌	4
3. 福祉行政予算	5
生活保護(生活保護の動向)	6
1. 被保護人員・世帯の保護の状況	7
2. 保護の種類(扶助別)の人員	7
3. 保護世帯の労働類型別の状況	7
4. 保護世帯の世帯別の状況	7
5. 保護の開始状況	7
6. 保護の廃止状況	7
7. 扶助別支給状況	8
児童福祉(児童福祉の動向)	9
1. 保育所等	10
2. 児童手当	13
3. 児童扶養手当	13
4. 特別児童扶養手当	13
5. 児童健全育成事業	14
6. 要保護児童対策	17
7. 児童福祉施設	18
8. その他	18
母子・父子福祉(母子・父子福祉の動向)	19
1. 横手市の母子・父子世帯	20
2. 母子・父子福祉事業	21
3. ひとり親家庭支援事業	22

障がい者福祉(障がい者福祉の動向)	23
1. 障がい者福祉事業の概要	24
2. 身体障害者手帳所持者	25
3. 療育手帳及び精神保健福祉手帳所持者	26
4. 本市における地域生活支援体制	26
5. 自立支援給付の状況	27
6. 自立支援給付費実績	28
7. 自立支援医療	29
8. 補装具の支給	29
9. 地域生活支援事業	30
高齢者福祉	32
1. 超高齢社会の到来と高齢者福祉施策の基本方針	32
2. 地域における生活支援体制の構築	33
3. 地域見守り体制の構築	33
4. 敬老意識の醸成	34
5. 日常生活への支援	35
6. 健康づくりの推進	36
7. 生きがいづくり・社会参加の促進	37
8. 在宅介護への支援	37
9. 要介護高齢者の保護	38
介護保険	39
1. 被保険者数の推移	39
2. 要介護(要支援)認定者の推移	39
3. 受給者数	40
4. 給付実績(令和元年度～令和3年度)	41
5. 第1号被保険者の介護保険料	42
6. 介護保険施設等の設置状況	42
地域包括支援センター事業	43
1. 横手市地域包括支援センターの動向	43
2. 横手市地域包括支援センターの沿革	44
3. 横手市地域包括支援センターの役割	45
4. 令和5年度事業計画	47
5. 令和4年度事業実績	48
民生委員・児童委員	63
生活困窮者自立支援事業	65

横手市の概要

1. 地理・地勢

地 理

本市は、秋田県の内陸南部に位置し、東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央で、東西に約45km、南北に約35kmの広がりをみせています。総面積は692.80km²で秋田県の約6.0%を占めています。

土地利用については、耕地が178km²、森林が375km²、原野28km²、宅地29km²となっており、県内の平均値(可住地面積割合)と比較してみても、耕地(田畑)と宅地による平坦地が多いことがうかがえます。こうした状況の中、奥羽山系に源を発する成瀬川と皆瀬川が合流した雄物川及び横手川が貫流し、豊かな水と肥沃な土壌により、国内有数の穀倉地帯を形成するとともに、美しい田園風景を醸し出しています。

気候は、盆地であるため、一日の気温較差が大きく風はあまり強くないという特徴があり、典型的な積雪寒冷地で昭和49年には豪雪により市民生活に大きな影響が出ました。また、令和3年2月には統計を開始して以来の最深積雪となる203cmを記録しています。

雪は、人が生活するには厄介なものである反面、横手市の環境に潤いをもたらす貴重な水資源ともなっています。

鉄道については、地域内にJR奥羽本線と北上線が通り、大曲駅を経由して秋田新幹線で約3時間40分、北上駅を経由して東北新幹線では約4時間10分で首都東京と結ばれています。

道路網については、国道13号と国道107号が地域内で交差し、平成9年には秋田自動車道が東北自動車道と接続され、秋田市、北上市ともに45分で結んでいます。さらには、横手ジャンクションを介して湯沢横手道路(将来、東北中央自動車道)が秋田自動車道と交差しているほか、令和元年には横手北スマートインターチェンジが開通しています。また、国道342号と国道397号が東に走り岩手県一関市、奥州市方面と結ばれており、本地域は県下でも有数の交通の要衝になっています。

地 勢

市内全域には570か所余りの遺跡が点在し、およそ1万5千年前の旧石器時代から、人びとの暮らしが営まれてきたことを伝えてくれます。現在のような田園風景は、奈良時代に律令国家がこの地に平鹿郡を造ったことにより、その基礎が確立されました。平安時代には、奥州藤原氏の平泉文化へと連なる、後三年合戦(1083~87年)がこの地域を舞台に繰り広げられ、その史跡や伝説が多く遺されています。中世以後の横手は小野寺氏が治め、江戸時代には横手に秋田藩の城代が置かれ、常に県南の中心地域として発展してきました。明治以降は幾多の町村合併を経て、平成17年10月1日に、横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村及び大雄村の8市町村合併により、人口約10万人となり秋田県第2の都市となっています。

2. 人口、世帯等

令和2年の国勢調査によると、人口は85,555人で、前回調査の平成27年より7.2%、6,642人の減少となっています。一方、総世帯数は31,013世帯と前回の平成27年より1.4%、450世帯減少しています。

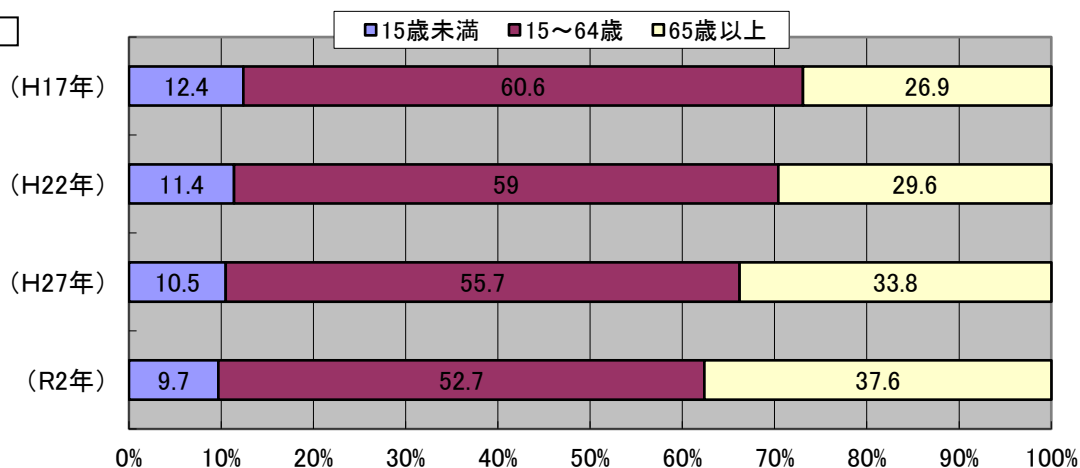
昭和55年以降の推移をみると、人口は昭和55年をピークとして減少傾向にあります。総世帯数は前回の平成22年調査までは増加傾向にありましたが、平成27年からは減少に転じています。

年齢三区分別人口についてみると、65歳以上の老年人口の構成比は39.1%で平成27年の前回調査より3.9ポイント(秋田県3.8ポイント)増加の33,401人となっています。また、0歳から14歳までの年少人口の構成比は10.0%で、前回調査より0.7ポイント(秋田県0.8ポイント)減少の8,532人となっています。

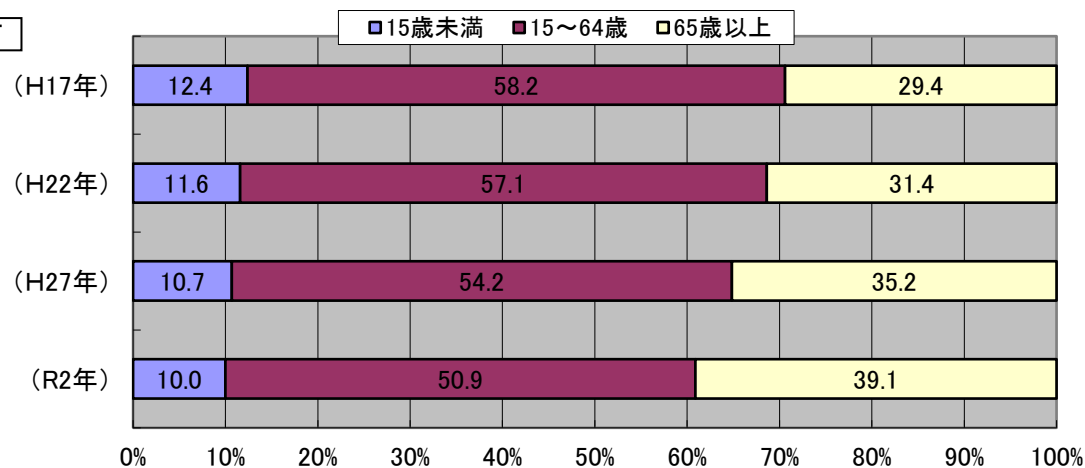
秋田県全体で少子・高齢化が進展していますが、本市の高齢者割合は秋田県の平均を上回っています。(下表「年齢三区分別人口構成比の推移」)

年齢三区分別人口構成比の推移

秋田県



横手市

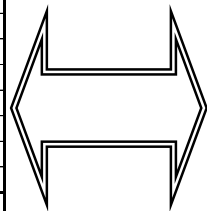
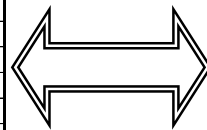
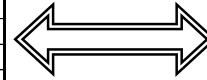


市民福祉部（福祉事務所）の概要

1. 市民福祉部（福祉事務所）組織機構と職員の状況

令和5年5月1日現在

部長兼福祉事務所長	1人
社会福祉課長	1人
企画調整係長	1人
担当職員	4人
一般事務補助(会計年度任用職員)	2人
障がい福祉係長	1人
担当職員	4人
聴覚障がい者相談員(会計年度任用職員)	1人
障がい認定調査員(会計年度任用職員)	2人
障がい福祉相談員(会計年度任用職員)	1人
生活福祉係長(査察指導員兼務)	1人
査察指導員	1人
ケースワーカー	7人
就労支援専門員(会計年度任用職員)	2人
医療・介護事務専門員(会計年度任用職員)	2人
特別相談指導員(会計年度任用職員)	1人
面接相談員(会計年度任用職員)	1人
子育て支援課長	1人
児童家庭係長	1人
担当職員	4人
家庭児童相談員(会計年度任用職員)	5人
母子・父子自立支援員(会計年度任用職員)	3人
一般事務補助(会計年度任用職員)	1人
幼保係長	1人
担当職員	4人
一般事務補助(会計年度任用職員)	2人
子ども育成係長	1人
担当職員	3人
保育環境整備係長	1人
担当職員	2人
児童館 3施設(会計年度任用職員)	14人
子育て支援拠点施設 2施設(会計年度任用職員)	10人
ファミリー・サポート・センター本部(会計年度任用職員)	2人
児童クラブ横手地域直営 14施設(会計年度任用職員)	50人
まると福祉課長	1人
まると福祉課主幹	1人
地域福祉係長	1人
担当職員	6人
窓口サービス専門員(会計年度任用職員)	3人
一般事務補助(会計年度任用職員)	2人
介護保険係長	1人
担当職員	6人
介護保険認定調査員(会計年度任用職員)	11人
一般事務補助(会計年度任用職員)	1人
包括ケア推進係長	1人
担当職員	4人
(会計年度任用職員)	4人
一般事務補助(会計年度任用職員)	1人
地域包括支援センター所長	1人
東部	係長 1人
保健師業務	2人
担当職員	4人
介護予防支援業務(会計年度任用職員含む)	4人
西部	係長 1人
保健師業務	1人
担当職員	2人
南部	係長 1人
保健師業務	1人
担当職員	1人
介護予防支援業務(会計年度任用職員含む)	4人
特別養護老人ホーム 白寿園(会計年度任用職員含む)	91人
介護老人保健施設 老健おおもり	61人
指定通所介護事業所 森の家	16人

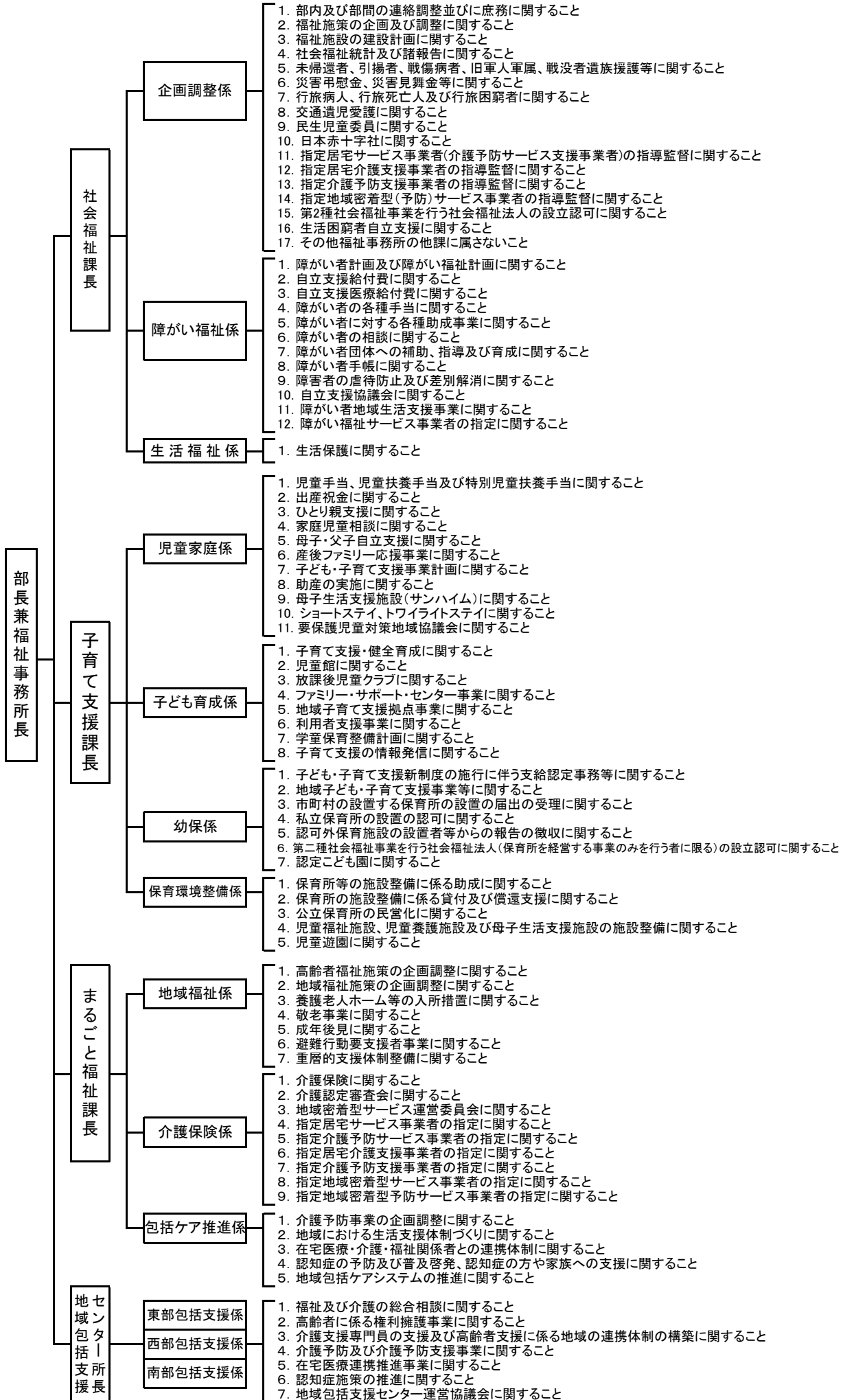


まちづくり推進部 市民サービス課（七地域局）

※指定管理施設

障害者支援施設 大和更生園
障害者支援施設 ユー・ホップハウス
グループホーム やがしわ・かみたむら
母子生活支援施設 サンハイム
障害者支援施設 ひまわり社

2. 市民福祉部(福祉事務所)事務分掌



3. 福祉行政予算の状況

(単位：千円)

区 分	令和4年度			令和5年度			前年度比較 伸 率
	当初予算額	構成比率		当初予算額	構成比率		
		一般会計	民生費		一般会計	民生費	
横手市一般会計総額	53,795,000	100.0%	—	58,524,000	100.0%	—	8.8%
民生費（福祉関係）	13,750,165	23.5%	100.0%	12,924,263	22.1%	100.0%	-6.0%
社会福祉費	6,487,682	11.1%	50.2%	6,374,369	10.9%	49.3%	-1.7%
社会福祉総務費	913,453	1.6%	7.1%	1,030,527	1.8%	8.0%	12.8%
障がい者自立支援給付費	2,408,315	4.1%	18.6%	2,500,747	4.3%	19.3%	3.8%
障がい者福祉費	88,362	0.2%	0.7%	87,152	0.1%	0.7%	-1.4%
高齢者福祉費	630,719	1.1%	4.9%	433,935	0.7%	3.4%	-31.2%
高齢者福祉施設費	464,774	0.8%	3.6%	321,382	0.5%	2.5%	-30.9%
介護保険対策費	1,982,059	3.4%	15.3%	2,000,626	3.4%	15.5%	0.9%
児童福祉費	6,160,130	10.5%	47.7%	5,466,188	9.3%	42.3%	-11.3%
児童福祉総務費	1,483,349	2.5%	11.5%	1,021,597	1.7%	7.9%	-31.1%
児童手当費	985,205	1.7%	7.6%	934,355	1.6%	7.2%	-5.2%
児童措置費	3,225,499	5.5%	25.0%	3,081,801	5.3%	23.8%	-4.5%
母子福祉費	55,773	0.1%	0.4%	50,417	0.1%	0.4%	-9.6%
児童福祉施設費	34,258	0.1%	0.3%	23,587	0.0%	0.2%	-31.1%
児童福祉施設整備費	19,734	0.0%	0.2%	495	0.0%	0.0%	-97.5%
公立保育所費	356,312	0.6%	2.8%	353,936	0.6%	2.7%	-0.7%
生活保護費	1,101,483	1.9%	8.5%	1,082,836	1.9%	8.4%	-1.7%
生活保護総務費	41,381	0.1%	0.3%	49,980	0.1%	0.4%	20.8%
扶助費	1,060,102	1.8%	8.2%	1,032,856	1.8%	8.0%	-2.6%
災害救助費	870	0.0%	0.0%	870	0.0%	0.0%	0.0%

生活保護

生活保護の動向

平成17年10月の市町村合併により、秋田県南福祉事務所から平鹿郡内の生活保護業務が移管され、旧横手市平鹿郡全体の生活保護業務が新横手市福祉事務所へ引き継がれました。令和5年3月末の被保護世帯は564世帯、被保護者数は690名、保護率は人口83,594人に対し8.3%となり、前年より0.2%減少しました。

世帯類型別では、高齢者世帯が64.7%(365世帯)、傷病・障がい者世帯が14.2%(80世帯)、母子世帯が2.3%(13世帯)、その他の世帯が18.8%(106世帯)です。また、83.0%(468世帯)が単身世帯となっています。

被保護者の80.9%(558名)の方が何らかの傷病により医療機関へ通院や入院(医療扶助)し、また、21.2%(146名)の方が介護保険制度を利用(介護扶助)しています。

稼働の状況ですが、世帯員の誰かが働いている世帯は14.7%(83世帯)で、誰も働いていない世帯が85.3%(481世帯)を占めています。

令和4年度の新規の保護申請件数は71件で、うち62件を保護開始しており、開始率は87.3%です。内訳は「貯金等、手持金の減少喪失」が最も多く、「世帯主の傷病」「稼働収入の減少喪失」が続きます。保護廃止は77件で、「死亡」が最も多く、「働きによる収入の増加」「手持金の増加」が続きます。

平成20年4月以降、就労支援専門員を2名配置し就労支援に取り組んでいます。支援内容は就労に関する相談支援を中心に、世帯訪問、ハローワークとの連携、求人情報提供、就労に向けた準備支援、企業訪問による情報収集等多岐にわたっています。令和4年度の支援者数は70名、うち21名が就職・増収を達成しています。

平成27年度以降、管内の有効求人倍率は1倍を超えていますが、前年度より下降状態にあります。このような状況により、被保護者の短期就労を含めた就労者数や、自立廃止に至る件数にどのように影響をもたらすのか注視していかなければなりません。

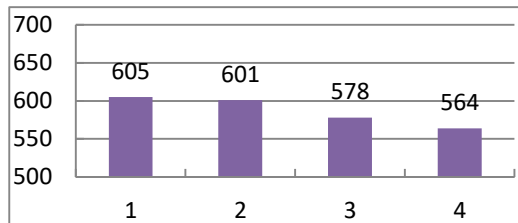
令和4年度も被保護世帯は減少しました。被保護世帯の半数以上を占める高齢者世帯が増加し、その他世帯が減少する傾向にあります。生活保護は社会的影響を受ける場合が多く、新型コロナウイルス感染症が今後どのような影響をもたらしていくのか注視していかなければなりません。

1. 被保護人員、世帯の保護の状況

年度/区分	統計人口	人員	世帯数	保護率	備考
令和1年度	87,960	763	605	8.7%	令和1年度末
令和2年度	86,499	779	601	9.0%	令和2年度末
令和3年度	85,174	721	578	8.5%	令和3年度末
令和4年度	83,594	690	564	8.3%	令和4年度末

単位：人

単位：世帯



2. 保護の種類(扶助費)の人員

単位：人

年度/扶助	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭	施設	備考
令和1年度	667	376	30	159	632	1	19	2	23	令和1年度末
令和2年度	676	405	29	151	628	2	19	2	24	令和2年度末
令和3年度	632	392	25	155	601	0	16	1	23	令和3年度末
令和4年度	603	381	21	161	592	0	15	0	22	令和4年度末

3. 保護世帯の労働類型別の状況

単位：世帯

年度/労働類型	世帯主が働いている世帯				世帯員が働いている世帯	働いている者のいない世帯	合計	稼働率	備考
	常用	日雇	内職者	その他					
令和1年度	17	42	6	4	8	528	605	12.7%	令和1年度末
令和2年度	20	38	4	1	13	525	601	12.6%	令和2年度末
令和3年度	46	14	5	4	15	494	578	14.5%	令和3年度末
令和4年度	43	13	7	8	12	481	564	14.7%	令和4年度末

4. 保護世帯の世帯別の状況

単位：世帯

年度/世帯類型	高齢者	母子	障害者	傷病者	その他	合計	備考
令和1年度	374	21	67	35	108	605	令和1年度末
令和2年度	354	17	64	40	126	601	令和2年度末
令和3年度	358	14	58	32	116	578	令和3年度末
令和4年度	365	13	51	29	106	564	令和4年度末

5. 保護の開始状況(理由別年度集計)

単位：世帯

年度/理由	世帯主の傷病	世帯員の傷病	稼働者の死亡離別不在	働きによる収入減少	年金・仕送り等の減少喪失	その他	合計	備考
令和1年度	2	1		5	7	65	80	令和1年度末
令和2年度	5			9	4	60	78	令和2年度末
令和3年度	6		2	3	3	46	60	令和3年度末
令和4年度	6		1	6	5	44	62	令和4年度末

※その他(預貯金・手持ち金減少 世帯分離 転入など)

6. 保護の廃止状況(理由別年度集計)

単位：世帯

年度/理由	世帯主の傷病治癒	世帯員の傷病治癒	死亡・失踪	稼働収入の増加・取得	年金・仕送等の増加	働き手の転入	施設入所	その他	合計	備考
令和1年度			31	12	7		9	32	91	令和1年度末
令和2年度			27	6	6		9	42	90	令和2年度末
令和3年度			22	17	6	2	9	22	78	令和3年度末
令和4年度			27	12	4		5	29	77	令和4年度末

※その他(収入の増加 親族の引取り 世帯認定の見直し 転出など)

7. 扶助別支給状況

年度/収支	生活扶助			住宅扶助			教育扶助		
	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均
令和1年度	334,849	628,235	502,022	94,044	313,480	250,117	3,329	237,786	110,967
(月平均)	27,904			7,837			277		

令和2年度	315,797	607,302	476,315	100,557	323,334	255,221	5,074	338,267	195,154
(月平均)	26,316			8,380			423		

令和3年度	301,750	597,525	478,968	104,521	333,933	269,384	2,980	198,667	119,200
(月平均)	25,146			8,710			248		

令和4年度	284,089	583,345	479,071	101,557	328,663	270,098	2,051	186,455	113,944
(月平均)	23,674			8,463			171		

単位:千円 単位:円 単位:円

年度/収支	介護扶助			医療扶助			出産扶助		
	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均
令和1年度	26,331	175,540	165,604	547,580	1,039,051	866,424	0	0	0
(月平均)	2,194			45,632					

令和2年度	18,519	125,980	118,712	567,450	1,084,990	899,287	73	36,540	36,540
(月平均)	1,543			47,288					

令和3年度	20,765	149,388	140,304	491,792	973,846	816,930	0	0	0
(月平均)	1,730			40,983					

令和4年度	21,379	147,441	137,045	493,210	986,420	831,720	36	36,236	36,236
(月平均)	1,782			41,101					

単位:千円 単位:円 単位:円

年度/収支	生業扶助			葬祭扶助			施設事務費		
	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均
令和1年度	2,656	189,714	139,789	239	119,335	119,335	45,179	1,964,304	1,964,304
(月平均)	221						3,765		

令和2年度	2,641	188,643	139,000	350	116,616	116,616	45,190	1,882,917	1,882,917
(月平均)	220						3,766		

令和3年度	1,636	204,500	148,727	940	117,500	117,500	45,231	1,966,565	1,966,565
(月平均)	136						3,769		

令和4年度	2,886	360,750	222,000	1,200	120,000	120,000	43,833	1,992,409	1,992,409
(月平均)	241						3,653		

単位:千円 単位:円 単位:円

児童福祉

児童福祉の動向

横手市の幼児人口(0歳～5歳)は、各年4月1日現在の状況が令和3年2,802人、令和4年2,595人、令和5年2,405人と推移しており、幼児人口の減少が続いています。

一方、保育認定の入所児童数は、令和3年2,220人、令和4年2,065人、令和5年1,916人と推移しており、幼児人口ほどではありませんが減少しています。幼児人口に占める保育認定児童数はわずかながら上昇(R3=79.2%、R4=79.6%、R5=79.7%)しており、共働き世帯や核家族の増加等により低年齢のうちから保育を必要とする幼児の割合が増加していることを示しています。

次に保育所、認定こども園における特別保育事業の実施状況は、一時預かり32施設、延長保育35施設、病児・病後児保育13施設、休日保育8施設となっています。

保護者の多様な労働形態への対応と、体調不良となった児童への対応を強化するため、需要のある地域の施設においては特別保育事業の積極的な導入を推進しています。

次代を担う児童を養育する家庭における生活の安定や、福祉の増進を図ることなどを目的として様々な手当を支給しています。

「児童手当」は、令和4年度で年間延べ84,964人へ支給しています。

ひとり親等に支給する「児童扶養手当」は、令和4年度末現在で受給者が634人おり、内訳は、母が575人、父が59人となっています。

「特別児童扶養手当」は、障がいのある20歳未満の児童の養育者等に支給しており、令和4年度末現在、受給者が230人となっています。

市内には児童厚生員が常駐する3つの「児童センター」があります。その中でY²ぶらざ内にある横手市児童センターは、地域子育て支援センターとファミリー・サポート・センター、相談業務の機能を併せ持ち、年間延べ3万人以上の方に利用されています。(令和4年度は新型コロナウイルス感染症による影響もあり利用者数は23,882人)

さらに、令和2年度からは「子育て応援窓口」を併設し、子育て情報の提供や相談・援助など保護者に寄り添った支援体制の充実に努めています。

また、地域における子育て家庭の交流拠点として「地域子育て支援センター」と「つどいの広場」を市内8ヶ所に設け、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援しています。

近年、女性の就業割合の高まりや核家族の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、子育てを支えるさまざまなサービスの充実が求められています。

「放課後児童クラブ」は、概ね小学校1年生から6年生の児童(一部4年生まで)を対象に、放課後等における児童の保護と健全育成を支援しています。令和5年4月1日現在、28箇所1,091人が登録されています。

「横手市ファミリー・サポート・センター」は、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人を結ぶ会員組織として平成13年から活動を開始し、令和4年度末で会員数624人となっています。

子どもの一時的な預かりを行う「ショートステイ事業」と「トワイライトステイ事業」については、2歳以上は県南愛児園ドリームハウス、2歳未満のショートステイ事業は秋田赤十字乳児院が預け先となっています。

複雑化する子どもの家庭問題について家庭児童相談室を開設しており、相談に応じて助言、援助、支援をするとともに、問題の早期発見・対応に努めております。令和4年度の相談件数は182件で前年度から増加しており、その内訳としては、児童虐待相談、言語発達障がい等相談、性格行動相談の件数が多く、全体の73.6%を占めています。

令和2年度に開設した「横手市子ども家庭総合支援拠点」は、近年増加している児童虐待の防止を推進し、関係機関と連携しながら子どもと子育て家庭を見守り、支援体制の強化に努めます。

1. 保育所等

保育所は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。地方自治体が運営している保育所（公立）と、社会福祉法人などが運営する保育所（私立）があります。

保育所の開所時間は、通常11時間です。通常開所時間を超えて延長保育を実施している保育所もあります。

1) 幼児人口（令和5年4月1日現在）

単位：人

区 分	年 齢 別 内 訳						計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
男	153	200	191	191	235	244	1,214
女	168	148	195	207	236	237	1,191
計	321	348	386	398	471	481	2,405

2) 特定教育・保育施設入所状況（令和5年4月1日現在）

区 分	施設数	利用定員	児 童 の 年 齢 別 内 訳						計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
公立保育所	3	270	7	26	31	26	42	34	166
私立保育所	22	1,470	60	187	206	243	282	287	1,265
幼稚園型 認定こども園	4	175	4	15	27	45	59	71	221
幼保連携型 認定こども園	4	375	10	30	55	69	77	85	326
小 計	33	2,290	81	258	319	383	460	477	1,978
市外公立	—	—	0	0	0	0	0	0	0
市外私立	—	—	1	5	3	2	5	0	16
合 計	—	—	82	263	322	385	465	477	1,994

3) 保育所運営費支出状況（令和5年度実績見込）

区 分		施設数	入所人員	支出額（円）
			（月平均/ 延人員）	
横手市内	公立保育所	3	189 / 2,268	—
	私立保育所	22	1,446 / 17,354	1,895,540,730
横手市外	公立保育所	0	0 / 0	0
	私立保育所	5	4 / 48	5,957,250
計		30	1,639 / 19,670	1,901,497,980

※入所人員 月平均：小数第1位四捨五入／ 令和5年4月30日現在実績見込

4) 保育所(園)の状況 (令和5年4月1日現在)

名 称	公私 の別	所 在 (地域)	利 用 定 員	入 所 人 員							入所率	認可年
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計		
横手幼稚園	私立	横手	90人	2人	14人	14人	17人	15人	17人	79人	87.8%	昭23
横手マリア園	私立	横手	30人	0人	5人	2人	4人	7人	7人	25人	83.3%	昭23
アソカ保育園	私立	横手	60人	3人	6人	5人	10人	16人	9人	49人	81.7%	昭27
明照保育園	私立	横手	100人	4人	15人	17人	17人	22人	21人	96人	96.0%	昭32
白梅保育園	私立	横手	60人	5人	6人	13人	9人	15人	11人	59人	98.3%	昭31
常盤保育園	私立	横手	60人	1人	5人	8人	13人	16人	17人	60人	100.0%	昭28
ときわベビーハウス	私立	横手	50人	7人	14人	8人	0人	0人	0人	29人	58.0%	平28
むつみ乳児保育園	私立	横手	30人	7人	11人	0人	0人	0人	0人	18人	60.0%	平25
旭保育園	私立	横手	80人	3人	8人	13人	13人	21人	18人	76人	95.0%	昭37
金沢保育園	私立	横手	40人	2人	3人	13人	3人	9人	1人	31人	77.5%	昭49
みいりの保育園	私立	横手	80人	2人	10人	6人	17人	14人	16人	65人	81.3%	昭55
ますだ保育園	公立	増田	150人	6人	15人	14人	13人	24人	14人	86人	57.3%	昭51
浅舞感恩講保育園	私立	平鹿	70人	3人	9人	10人	11人	12人	18人	63人	90.0%	昭26
下鍋倉保育所	私立	平鹿	100人	2人	9人	12人	19人	17人	25人	84人	84.0%	昭32
樽見内保育園	私立	平鹿	40人	0人	4人	2人	2人	13人	6人	27人	67.5%	昭37
吉田保育所	私立	平鹿	60人	2人	6人	5人	11人	14人	14人	52人	86.7%	昭54
醍醐保育園	私立	平鹿	90人	5人	8人	16人	22人	11人	13人	75人	83.3%	平14
雄物川保育園	私立	雄物川	70人	1人	13人	11人	11人	14人	14人	64人	91.4%	平28
川西保育園	私立	大森	40人	0人	5人	5人	5人	8人	12人	35人	87.5%	令3
大森保育園	私立	大森	60人	3人	5人	8人	11人	14人	11人	52人	86.7%	昭27
十文字保育園	私立	十文字	120人	6人	13人	20人	27人	19人	25人	110人	91.7%	令3
三重保育所	公立	十文字	60人	0人	4人	11人	6人	12人	8人	41人	68.3%	昭44
にしの杜保育園	私立	十文字	70人	1人	8人	10人	8人	12人	15人	54人	77.1%	令2
さんない保育園	公立	山内	60人	1人	7人	6人	7人	6人	12人	39人	65.0%	昭44
たいゆう保育園	私立	大雄	70人	1人	10人	8人	13人	13人	17人	62人	88.6%	平12
計			1,740人	67人	213人	237人	269人	324人	321人	1,431人	82.2%	

5) 特別保育事業の状況

(1)一時預かり事業

保育所等を利用していない世帯等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため、保育所において児童を保育する事業です。

(2)乳児保育事業

1歳未満の児童を保育所において保育する事業です。

(3)障がい児保育事業

障がい児の保育を推進するため、軽度から重度の障がいのある児童を保育所において保育する事業です。

(4)延長保育事業

保護者の勤務形態の多様化による児童の保育時間延長の需要に対応するため、保育所が通常の開所時間を延長し児童を保育する事業です。

(5)病児・病後児保育事業

病氣中あるいは病氣の回復期にある子どもが保育所などでの集団生活が困難な場合、専用施設において一時的に預かる事業です。保育中に体調不良となった入所児の場合は、保護者が迎えに来るまでの間、当日の緊急対応を行う保育所もあります。

(6)休日保育事業

就労形態の多様化に対応するため、日曜日、国民の祝日等の休日に保育を行う事業です。

◎地域子ども・子育て支援事業等の実施状況（各年度4月1日現在）

※施設数(HP掲載)

事業区分	令和4年度			令和5年度			
	公立	私立	計	公立	私立	計	
一時預かり	2	30	32	2	30	32	
乳児保育	3	29	32	3	31	34	
障がい児保育	2	22	24	3	24	27	
延長保育	短時間	0	4	4	0	4	4
	標準時間	3	28	31	3	28	31
病児・病後児保育	病児	0	0	0	0	0	0
	病後児	0	1	1	0	1	1
	体調不良児	0	12	12	0	12	12
休日保育	0	8	8	0	8	8	

2. 児童手当

平成24年4月に児童手当法の一部を改正する法律が施行され、子ども手当から児童手当に改正されました。児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

支給要件は、中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の子どもを養育している方に支給されます。

1) 児童手当給付状況（令和4年度支給分）

区 分	延児童数	一人当たりの月額		支給総額 (千円)
		児童手当	特例給付	
3歳未満	11,116人	15,000 円	5,000 円	164,830
3歳以上 小学校修了前	53,550人	10,000 円 (第3子以降は15,000円)		564,270
小学校修了後 中学校修了前	20,298人	10,000 円		200,990
合 計	84,964人			930,090

3. 児童扶養手当

父母の離婚や死別、障がいなどの理由により、児童（18才に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童）の父（母）、または父母にかわってその児童を養育している方に支給される手当です。

なお、平成20年4月分より手当の受給から5年等を経過すると一部が支給停止となります。ただし、就業等の要件を満たしていることを届出することにより、継続して受給することができます。

1) 児童扶養手当給付状況

(令和5年3月31日現在)

年 度	受給者 (人)	1人目月額 (円)	2人目 (円)	3人目以降 (円)
R4	634	44,140~10,410	10,420~5,210	6,250~3,130

4. 特別児童扶養手当

精神または身体的に法律で定める程度以上の障がいのある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

1) 特別児童扶養手当給付状況

(令和5年3月31日現在)

年 度	受給者(人)	一人当たり月額(円)			
		1級	2級	3級	4級
R4	230	53,700	35,760		

5. 児童健全育成事業

1) 放課後児童健全育成事業(「児童クラブ」)

「児童クラブ」は、保護者の労働等により家庭での児童の生活が困難な場合に、遊びや生活の場を提供し、これら児童の健全な育成を図っています。対象児童は原則として小学校6年生(一部4年生)までで、横手市が設置主体で実施している児童クラブは、令和5年4月現在28カ所あります。

(令和5年4月1日現在)

クラブの名称	運営主体	実施場所	登録児童数	設置年月
学童保育「みなみ」	横手市	横手南小学校	17	H 7. 5
学童保育「みなみⅡ」	横手市	横手南小学校	13	H 23. 4
学童保育「みなみⅣ」	横手市	横手南小学校	17	H 27. 4
学童保育「わんぱく」	横手市	上内町6-39	71	H 12. 6
学童保育「てらこや明照」	(福)明照福祉会	九品寺 集会場	35	H 30. 4
学童保育「あさくら」	横手市	朝倉小学校 敷地内専用施設	37	H 9. 5
学童保育「あさくらⅢ」	横手市	朝倉小学校	20	H 27. 4
学童保育「あさくらキッズ」	横手市	あさくら館	27	H 21. 4
学童保育「ピノキオ」	横手市	朝日が丘児童センター	19	H 6. 4
学童保育「あさひ」	横手市	旭ふれあい館	52	H 18. 4
学童保育「あさひⅢ」	横手市	旭小学校	16	H 27. 4
学童保育「さかえ」	横手市	さかえ館	14	H 15. 4
げんキッズよこてきた	横手市	横手北小学校 敷地内専用施設	70	H 28. 4
学童保育「金沢よこてきた」	横手市	金沢孔城館	22	H 30. 4
学童保育「卸町よこてきた」	横手市	卸町9-4 (株)アートピアササキ 社屋2階	46	R 3. 4
学童保育「すまいるキッズ」	横手市	増田町総合子育て支援施設	21	H 14. 4
学童保育「ますだキッズ」	横手市	増田小学校	26	H 20. 1
浅舞児童クラブ	(福)浅舞感恩講	浅舞小学校	87	H 15. 11
醍醐児童クラブ	(福)育童会	醍醐小学校	60	H 16. 9
児童クラブ「どんぐりっこ」	父母会	吉田小学校	56	H 13. 4
にこにこキッズ雄物川	(福)同心会	雄物川小学校 敷地内専用施設	67	H 19. 4
にこにこキッズ雄物川Ⅲ	(福)同心会	雄物川保健センター後ろ専用施設	60	H 29. 4
学童保育「おおもり」	(福)大森保育園	大森小学校 敷地内専用施設	30	H 21. 12
学童保育「ふれあい」	横手市	子どもと老人のふれあいセンター	29	H 23. 4
学童保育「十文字なかよし」	(福)相和会	十文字小学校向かい専用施設	105	R 3. 4
学童保育「十文字なかよし4」	(福)一真会	旧植田保育所	12	R 3. 4
なかよしクラブ	横手市	山内小学校	21	H 15. 7
子どもセンター	横手市	大雄小学校 敷地内専用施設	41	H 15. 4
計			1,091	

2) 児童発達支援事業(「モモの家」)

平成8年10月1日開設(社会福祉法人ファミリーケアサービスに委託)

横手市内に住む、ことばや運動の発達に遅れがみられたり、目や耳や身体に心配のある0歳から6歳までの乳幼児を対象に、集団保育、個別指導、言語聴覚士による訓練、育児に関する相談などを行います。

3) 子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）

平成8年10月1日開設

保護者が一時的あるいは夜間、日常的に児童の養育が困難な場合に、保護者に代わって養育します。対象は市内在住の18歳未満の児童であり、ショートステイ事業（7日以内の短期宿泊預かり）とトワイライトステイ事業（午後10時までの夜間及び休日預かり）を県南愛児園「ドリームハウス」と秋田赤十字乳児院（2歳未満児のショートステイ事業のみ）で

事業名	区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
ショートステイ事業	2歳未満児	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日
	2歳以上児	0人	0日	1人	8日	3人	105日	3人	72日
トワイライトステイ事業	夜間養護	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日
	休日預かり	1人	1日	0人	0日	1人	5日	0人	0日

4) 児童館

地域の児童に健全な遊びを与え、子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置されている児童厚生施設です。横手市内には横手市児童センター、朝日が丘児童センター、大森子どもと老人のふれあいセンターの3つの児童館に児童厚生員が常駐しています。

5) 子育て支援拠点施設（地域子育て支援センター、つどいの広場）

核家族化が引き起こす現象として、育児に対する不安やストレスを抱えている親は少なくなく、子どもを健やかに生み育てていくための環境作りに向け、電話子育て相談・育児情報の提供・育児サークルへの支援・親子で気軽に参加できる広場等を行い、地域全体で子育て支援する基盤形成や家庭支援をしています。

名称	実施場所	開始年月日
横手市子育て支援センター「なかよし」	横手市児童センター	H13.4.1
横手市増田町子育て支援センター「ひよこルーム」	ますだ保育園	H17.6.1
横手市平鹿町子育て支援センター「りんごちゃんひろば」	醍醐保育園	H14.4.1
横手市大森町子育て支援センター「たんぽぽ」	大森子どもと老人のふれあいセンター	H15.4.1
横手市十文字町子育て支援センター	十文字市民サービス課	H14.4.1
横手市山内子育て支援センター	さんない保育園	H15.6.1
横手市大雄子育て支援センター	たいゆう保育園	H13.4.1
つどいの広場ひらか	アイリスハウス	H19.10.15

6) 横手市ファミリー・サポート・センター（平成13年4月1日開設）

仕事と育児の両立が安心してできるよう、子どもを預かってほしい会員（ファミリー会員）と子どもが好きで預かってもいい会員（サポート会員）が組織し、買い物などの外出時や急な仕事の際の預かりなどの相互援助活動を行っています。

(1)活動件数（令和元～令和4年度）

活 動 の 内 容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備 考
保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり及び送迎	7件	119件	15件	件	
保育施設までの送迎	件	件	件	件	
学校の放課後の子どもの預かり	件	件	件	件	
学校の送迎	27件	56件	22件	件	
冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	7件	1件	1件	5件	
買い物等外出の際の子どもの預かり	65件	125件	73件	101件	
保護者等の病気、通院、検診等	13件	2件	6件	15件	
保護者等の短時間、臨時的な就業時の援助	131件	46件	56件	24件	
子どもの習い事等の場合の援助	91件	107件	127件	144件	
病児の預かり（通院援助や発熱時の預かりなど）	件	件	件	件	病児サポート
病後児の預かり	件	件	件	件	
その他	76件	79件	24件	件	
合 計	417件	535件	324件	289件	

(2)会員数

区 分	令和4年3月31日現在	令和5年3月31日現在
ファミリー会員	519人	506人
サポート会員	105人	112人
両方会員	10人	6人
合 計	634人	624人

6. 要保護児童対策

1) 家庭児童相談室

家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化等家庭児童福祉の向上を図るため、相談援助や支援の充実強化を図ります。

○ 福祉事務所 子育て支援課内

毎週月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

家庭児童相談員 5人

◎ 駅前「Y2ぶらざ」内 横手市児童センター

年末年始（12月30日～1月2日）を除く土日祝日 午前10時から午後5時まで

家庭児童相談員（または母子・父子自立支援員） 1人

2) 横手市発達相談支援事業

主に就学前の5歳児健康相談における「発達支援が必要な子」の家庭に対し、日々の生活の充実や就学へのスムーズな移行につなぐ支援を行っています。

(1) 相談内容（平成30～令和4年度）

単位：件

種 別		相 談 件 数	相 談 件 数	相 談 件 数	相 談 件 数	相 談 件 数
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
養 護 相 談	児童虐待相談	30件	45件	44件	47件	50件
	その他の相談	23件	14件	23件	23件	24件
保 健 相 談		0件	0件	0件	0件	3件
障 が い 相 談	肢体不自由相談	0件	0件	0件	0件	0件
	視聴覚障がい相談	0件	0件	0件	0件	0件
	言語発達障がい等相談	33件	22件	17件	17件	15件
	重症心身障がい相談	0件	0件	0件	0件	0件
	知的障がい相談	0件	0件	0件	0件	0件
	発達障害相談	1件	0件	0件	0件	1件
非 行 相 談	ぐ犯行為等相談	0件	0件	0件	1件	0件
	触法行為等相談	1件	0件	0件	0件	0件
育 成 相 談	性格行動相談	49件	75件	50件	64件	69件
	不登校相談	2件	1件	1件	3件	4件
	適 正 相 談	0件	0件	0件	0件	0件
	育児・しつけ相談	2件	0件	2件	2件	6件
そ の 他 の 相 談		12件	7件	6件	4件	10件
計		153件	164件	143件	161件	182件

7. 児童福祉施設

1) 横手市サンハイム（母子生活支援施設）

母子生活支援施設は、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、配偶者のいない女性又はこれに準ずる事情にある女性及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援することを目的としています。（平成15年4月より社会福祉法人ファミリーケアサービスに委託）

(1) 入所状況

（令和5年4月1日現在）

施設名	設置主体	経営主体	定員	入所状況	措置内訳
横手市サンハイム	横手市	社会福祉法人ファミリーケアサービス	16世帯	7世帯	市内 4世帯 市外 3世帯

8. その他

1) 出産祝金支給状況

赤ちゃんの誕生を祝福し、子育てを支援するため、出産祝金として子ども1人につき3万円分の「横手市共通商品券」を支給しています。（令和元年9月20日より、支給要件を緩和）

支給年度	合計
H30. 5～ H31. 3支給分	407人 12,210,000円
R1. 4～ R2. 3支給分	397人 11,910,000円
R2. 4～ R3. 3支給分	382人 11,460,000円
R3. 4～ R4. 3支給分	358人 10,740,000円
R4. 4～ R5. 3支給分	329人 9,870,000円

母子・父子福祉

母子・父子福祉の動向

横手市では母子家庭として把握している世帯数が、令和4年8月1日現在906世帯です。母子世帯のうち30歳代と40歳代の母親が83.7%となっているほか、母と子のみの世帯が42.9%、収入が年間125万円未満の母親が27.7%となっています。一方、父子家庭世帯数は同日現在131世帯で、30歳代と40歳代の父親が67.2%、父と子のみの世帯が39.7%、収入が年間125万円未満の父親が13%となっています。

ひとり親家庭は、精神的にも経済的にも不安定な状況におかれやすいため、その家庭の児童の育成のための配慮から、必要な保護、指導が行われると同時に、養育者に対しては、その養育責任を遂行できるよう必要な援助が特に求められていると考えられます。

これらを補うため、母子父子寡婦福祉資金やひとり親家庭等住宅整備資金の貸付のほか、母子・父子自立支援員による求職活動や職業能力の向上に関する支援などが行われています。また、令和4年度では相談件数が母子父子で延べ504件(前年度比-114件)に減少していますが、これからも子育てと生計維持を一人で担わなければならないひとり親の経済的自立を支えていくことが求められています。

秋田県母子寡婦福祉連合会では、日ごろ親子そろって楽しむ機会が少なくなっているひとり親家庭の親と子が一堂に集い、親睦を深めるための交流事業を行っておりますが、令和2年度より新型コロナウイルス感染予防のため、中止しています。

1. 横手市の母子・父子世帯

1) 横手市の母子世帯の実態

令和4年8月1日現在 単位：人

年母 齢の	20歳未満		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上		計						
	0		52		323		435		95		1			906					
な母 つた 世帯 原因に	死別											離婚	遺棄		行方 不明	配偶者 の障 がい	拘禁	未婚 の母	その他
	病死	交通 事故	産業 災害	自殺	その他	小計													
	39	1	0	13	1	54	777	0	0	7	1			67					
用母 形の 態雇	自営業	常用 雇用者	臨時 雇用者	日雇 雇用者	パート	内職	その他 雇用者	無職	不明			計							
	31	579	33	1	181	0	8	57	16			906							
母の 収入	無	50万円 未満	50万円 ～ 75万円	75万円 ～ 100万円	100万円 ～ 125万円	125万円 ～ 180万円	180万円 ～ 240万円	240万円 ～ 300万円	300万円 ～ 500万円	500 万円 以上	不明	計							
	73	4	18	41	115	279	190	73	47	3	63	906							
児童 の状 況	就学前	就学						就職	無職	その他	計								
		義務教育		高等 学校	短大	大学	専門学校 その他												
		小学校	中学校																
235	440	267	320	3	26	25	24	3	42	1,385									
み母 と世 帯の	20歳未満		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上		計						
	0		14		130		194		50		1		389						
一世帯当たり児童数							1.53人												

2) 横手市の父子世帯の実態

令和4年8月1日現在 単位：人

年父 齢の	20歳未満		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上		計						
	0		1		28		60		34		8			131					
な父 つた 世帯 原因に	死別											離婚	遺棄		行方 不明	配偶者 の障 がい	拘禁	未婚 の父	その他
	病死	交通 事故	産業 災害	自殺	その他	小計													
	23	0	0	0	0	23	102	0	0	6	0			0					
用父 形の 態雇	自営業	常用 雇用者	臨時 雇用者	日雇 雇用者	パート	内職	その他 雇用者	無職	不明			計							
	27	94	2	0	4	0	2	2	0			131							
父の 収入	無	50万円 未満	50万円 ～ 75万円	75万円 ～ 100万円	100万円 ～ 125万円	125万円 ～ 180万円	180万円 ～ 240万円	240万円 ～ 300万円	300万円 ～ 500万円	500 万円 以上	不明	計							
	6	1	0	2	8	9	33	40	11	4	17	131							
児童 の状 況	就学前	就学						就職	無職	その他	計								
		義務教育		高等 学校	短大	大学	専門学校 その他												
		小学校	中学校																
18	60	36	62	1	7	1	3	0	15	203									
み父 と世 帯の	20歳未満		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上		計						
	0		0		12		21		15		4		52						
一世帯当たり児童数							1.55人												

2. 母子・父子福祉事業

1) 母子・父子自立支援員

ひとり親家庭等の福祉に関して実情を把握し、個人それぞれのケースに応じて自立に必要な相談や情報提供及び指導等を行っています。

○母子・父子自立支援員 3名

(1) 相談指導の状況(平成29～令和4年度)

単位：件 ※()内は延件数

	生活一般		生活援護		児童問題		計	
	母子	父子	母子	父子	母子	父子	母子	父子
平成29年度	52 (106)	5 (8)	113 (233)	10 (14)	6 (18)	1 (1)	171 (357)	16 (23)
平成30年度	105 (169)	9 (9)	163 (264)	11 (37)	28 (50)	1 (1)	296 (483)	21 (47)
令和元年度	97 (182)	8 (13)	188 (319)	15 (44)	21 (50)	5 (5)	306 (551)	28 (62)
令和2年度	142 (233)	7 (10)	170 (324)	22 (38)	44 (87)	2 (2)	356 (644)	31 (50)
令和3年度	87 (164)	5 (6)	144 (324)	18 (31)	42 (91)	2 (2)	273 (579)	25 (39)
令和4年度	76 (161)	6 (6)	115 (221)	16 (27)	36 (85)	4 (4)	227 (467)	26 (37)
備考	住宅、医療、家庭紛争、就労、結婚、養育費、借金、その他		母子寡婦福祉資金、公的年金、児童扶養手当、生活保護、税、その他		養育、教育、非行、就職、母子生活支援施設			

2) ひとり親家庭等住宅整備資金の貸し付け(県単)

市内に居住する母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の住宅の補修や増改築に必要な整備資金の貸付を行います。

- 貸付限度額 150万円以内
- 貸付利率 年0.1% (年2回の見直しあり、所得税の非課税世帯は無利子)
- 償還期間 措置期間(1年以内)経過後9年以内

3) 母子寡婦福祉資金の貸付

配偶者のいない方で現に児童を扶養しているものに対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせてその児童の福祉の増進に資するための資金の貸付をしています。

※母子父子寡婦資金の貸付条件

- 対象者 ひとり親家庭の父・母・寡婦
- 保証人 1人
- 償還方法 償還期間内に年賦・半年賦または月賦で返還

(単位：千円)

年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
種類	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金												
事業継続資金												
修学資金	高等学校					1	1,890					
	大学または				2	6,396					1	2,160
	高等専門学校					1	3,000		3	1,750		
技能取得資金												
修業資金			1	319	1	300						
就職支度資金												
療養資金												
生活資金					1	500					1	600
住宅資金												
転宅資金												
就学支度資金			2	1,160			2	460			1	580
結婚資金												
児童扶養資金												
計	0	0	3	1,479	4	7,196	4	5,350	3	1,750	3	3,340

3. ひとり親家庭支援事業

1) ひとり親家庭ふれあい交流事業

秋田県母子寡婦福祉連合会で行われている事業で、日常、親子そろって楽しむ機会が少ないひとり親家庭の親と子が一堂に集い、一日を楽しく過しながら相互の親睦を深めるために行っています。

(1) 親子交流会実施状況

	月 日	目 的 地	参加人数
H 28	7月3日（日）	岩手県立児童館 いわて子どもの森	50名
H 29	7月2日（日）	あきた白神体験センター	32名
H 30	7月1日（日）	フェアイト子ども科学館 土田牧場（にかほ市）	39名
R 1	6月29日（土）	鳥海山 木のおもちゃ美術館	31名
R 2		新型コロナウイルス感染予防のため中止	—
R 3		新型コロナウイルス感染予防のため中止	—
R 4		新型コロナウイルス感染予防のため中止	—

障がい者福祉

障がい者福祉の動向

障がい者福祉については、2003(平成15)年度から“障がいのある人も家庭や地域で普通の生活ができる社会に”というノーマライゼーションの流れの中で、障がい者や地域住民の意識に変化が見られるようになり、国・県はもとより障がい者の身近な市町村においても障がい者のニーズに合った施策推進と、障がい種別に係わらず均衡のある福祉サービスの提供が求められております。

2006(平成18)年4月からは「障害者自立支援法」に基づく新たな体系でのサービス提供が確立され、福祉サービスを利用者が自由に選択することができるようになっております。さらに、施行から3年ごとに障害福祉サービス報酬の改正や低所得世帯の利用者負担を無料とする利用者負担の軽減も行われるなど法の一部改正が行われてきました。

2012(平成24)年6月には「障害者自立支援法」に替わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が成立し、2013(平成25)年4月から施行されております。

障害者総合支援法では近年、障がい福祉サービスの対象者に難病患者の方が加わり、これまでの”障害程度区分”から”障害支援区分”への見直し、“共同生活援助”と”共同生活介護”との一元化等さまざまな制度の改正がされております。

2016(平成28)年4月には、障がい者差別の解消と個人としての尊重による共生社会の実現のため「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されております。同年5月には「発達障害者支援法」が改正され、発達障害者への支援は社会的障壁を除去するためとされています。

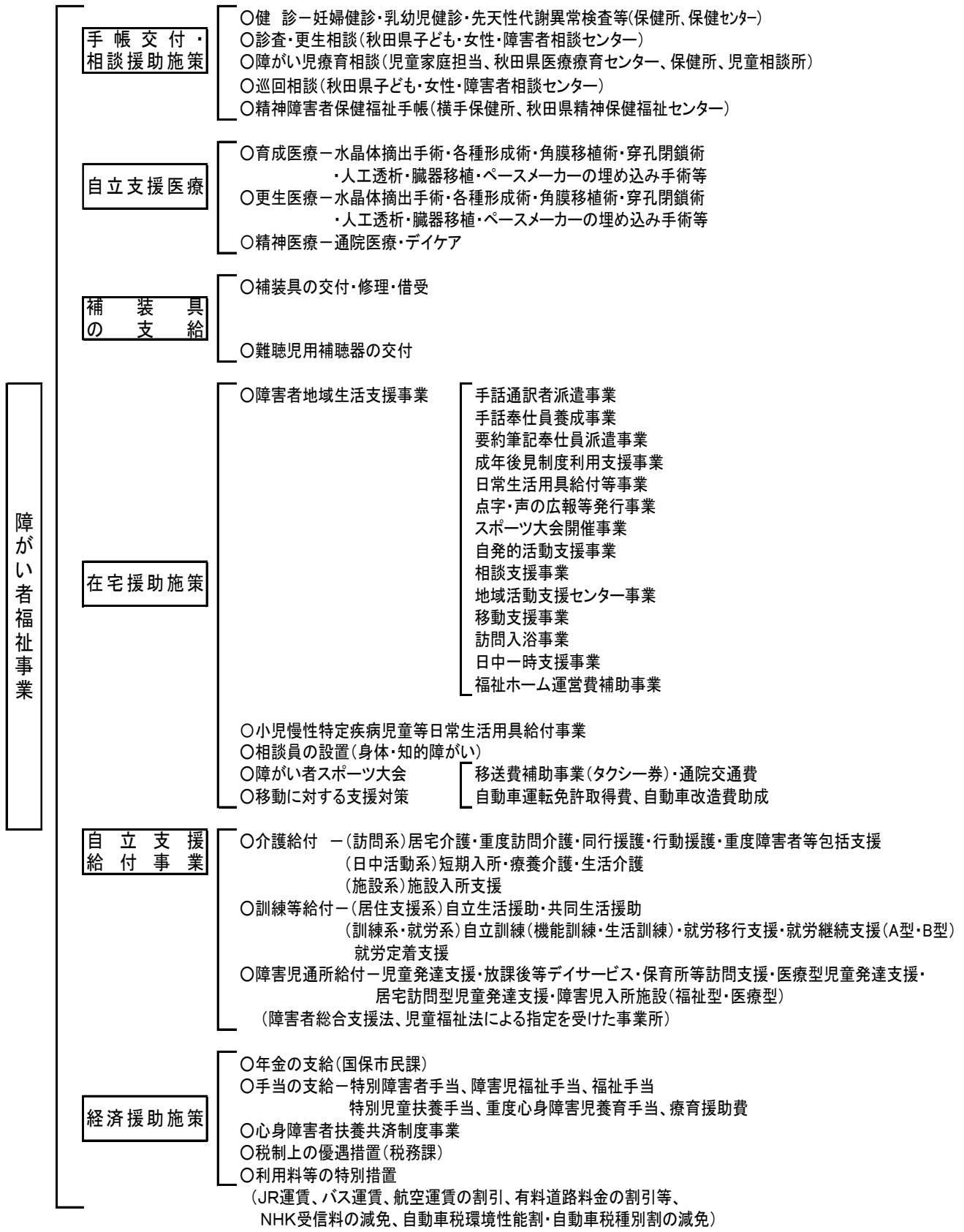
また、2018(平成30)年4月改正により、障がい者自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われ、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られました。

2019(令和元)年6月には「障害者の雇用の促進等に関する一部を改正する法律」が成立し、障がい者が働きやすい環境作り、また、全ての労働者にとっても働きやすい場をつくることを目指しています。

本市では、2015(平成27)年度から9年間の「第2次横手市障がい者計画」と2021(令和3)年度から3年間の「第6期横手市障がい福祉計画」「第2期横手市障がい児福祉計画」の重点施策である障がい児を支える取り組みの充実と共生社会を支える生活拠点等の整備の推進を進めてまいります。

今後も「障害者総合支援法」による地域社会における共生の実現に向けて、福祉サービスの充実に努めるとともに、障がいや障がい者に対する地域住民の理解と認識を深めるための啓発活動や、障がい者の社会参加、地域移行や就労移行に向けた更なる施策の推進を図ることとしております。

1. 障がい者福祉事業の概要



2. 身体障害者手帳所持者

①年齢別・性別・等級別

令和5年3月31日現在

年齢区分 級別	0~5			6~14			15~17			18~59			60~64			65~69			70歳以上			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	3	1	4	2	4	6	1	3	4	108	70	178	40	24	64	72	35	107	371	416	787	597	553	1,150
2		3	3	4	4	8	3		3	29	32	61	25	15	40	30	23	53	190	267	457	281	344	625
3		1	1	2	1	3	1	1	2	44	31	75	20	34	54	28	31	59	210	345	555	305	444	749
4	1		1	1	1	2	1	1	2	41	30	71	21	38	59	43	67	110	343	641	984	451	778	1,229
5										11	8	19	10	6	16	16	9	25	71	77	148	108	100	208
6					2	2				14	5	19	7	4	11	8	6	14	68	87	155	97	104	201
合計	4	5	9	9	12	21	6	5	11	247	176	423	123	121	244	197	171	368	1,253	1,833	3,086	1,839	2,323	4,162

②障がい別・性別・等級別

令和5年3月31日現在

障がい区分 級別	視覚障がい			聴覚障がい			平行機能障がい			音声・言語機能障がい			そしゃく機能障がい			肢体不自由			内部障がい			合計			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
1	35	44	79	2	3	5	0	0	0	3	0	3	1	0	1	178	234	412	378	272	650	597	553	1,150	
2	27	32	59	21	31	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	229	272	501	4	9	13	281	344	625	
3	3	14	17	16	18	34	0	0	0	18	6	24	1	0	1	156	337	493	111	69	180	305	444	749	
4	12	15	27	115	176	291	0	0	0	7	4	11	2	2	4	175	471	646	140	110	250	451	778	1,229	
5	15	22	37	2	0	2	0	0	0	/	/	/	0	/	/	91	78	169	/	/	/	0	108	100	208
6	8	10	18	32	60	92	0	0	0	/	/	/	0	/	/	57	34	91	/	/	/	0	97	104	201
合計	100	137	237	188	288	476	0	0	0	28	10	38	4	2	6	886	1,426	2,312	633	460	1,093	1,839	2,323	4,162	

3. 療育手帳及び精神保健福祉手帳所持者

療育手帳所持者

令和5年3月31日現在

年齢 級種	0~5			6~14			15~17			18~59			60~64			65~69			70以上			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
A				10	5	15	6	3	9	132	72	204	8	13	21	11	11	22	31	43	74	198	147	345
B	5	2	7	23	12	35	12	8	20	186	107	293	17	4	21	13	3	16	23	9	32	279	145	424
合計	5	2	7	33	17	50	18	11	29	318	179	497	25	17	42	24	14	38	54	52	106	477	292	769

精神保健福祉手帳所持者

令和5年3月31日現在

年齢 級種	0~5			6~14			15~17			18~59			60~64			65~69			70以上			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	0	0	0	0	0	0	3	1	4	34	26	60	6	8	14	12	4	16	14	24	38	69	63	132
2	0	0	0	0	0	0	2	2	4	154	146	300	33	19	52	25	17	42	30	23	53	244	207	451
3	0	0	0	3	1	4	2	0	2	38	36	74	7	4	11	2	2	4	3	3	6	55	46	101
合計	0	0	0	3	1	4	7	3	10	226	208	434	46	31	77	39	23	62	47	50	97	368	316	684

4. 本市における地域生活支援体制

地域の情報

令和5年3月31日現在

担当エリア内の障がい者(児)数	手帳所持者(児)数		施設入所等障がい者(児)数			
	身体障がい者	知的障がい者	入所支援施設	療養介護施設	自立支援医療(精神通院)受給者数	精神障害者社会復帰施設
	4,121	683	220	15	1,464	33
	41	86	263			200
	670	14				
担当エリア内で利用可能な在宅生活支援の事業所数	デイサービス(デイケア)	ショートステイ	ホームヘルプサービス			
			家事	身体介護	移動	
	障がい児	8	6	6	6	1
	身体障がい者	8	6	6	6	1
	知的障がい者	8	6	6	6	1
重症心身障がい者	8	6	6	6		
精神障がい者	8	6	6	6		
担当エリア内に関する特記事項	上記サービス提供の実際の状況、上記以外のサービス提供状況等について 日中一時支援事業所 7ヶ所 基準該当生活介護事業所 3ヶ所					

5. 自立支援給付の状況

障害者総合支援法には「自立支援給付」、「自立支援医療」、「補装具費の支給」、「地域生活支援事業」があります。(介護保険の対象となる方は、介護保険サービスを優先的にご利用いただくこととなります。)

自立支援給付

障がい種別(身体・知的・精神)にかかわらず、障がい者の自立支援を目的に提供するサービスで、次のサービスがあります。

『介護給付』・・・日常生活に必要な支援が受けられます。

『訓練等給付』・・・自立した生活に必要な知識などを身につけます。

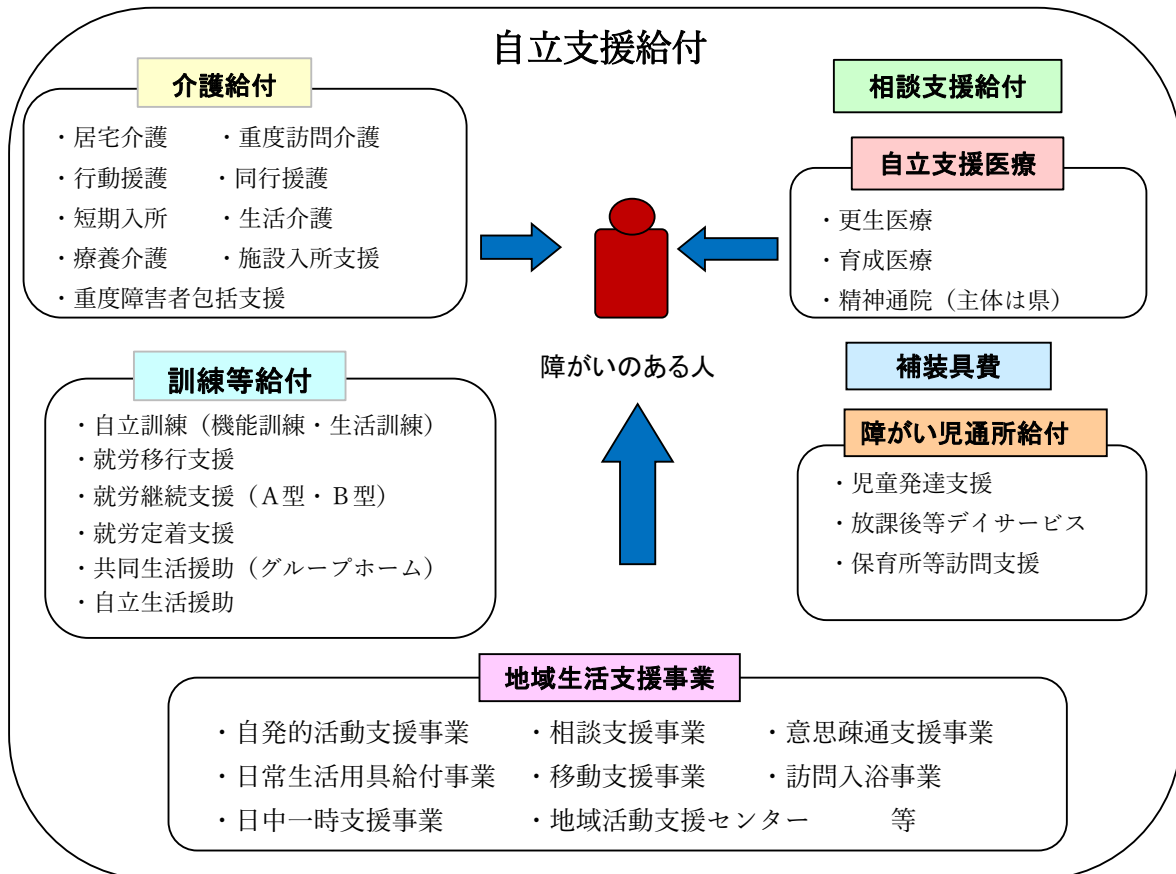
『自立支援医療』・・・心身の障がいの除去や軽減を図るための医療費を支給します

『補装具費の支給』・身体機能を補完する補装具費の購入や修理費に要する費用を支給します。

地域生活支援事業

市や県が地域の実情に応じて障がい者の地域生活における生活を支援するための事業で相談支援、移動支援、訪問入浴、日中一時支援などがあります。

サービス体系



6. 自立支援給付費給付実績

サービス種類		令和3年度		令和4年度	
		給付延件数	給付額(円)	給付延件数	給付額(円)
介護給付	居宅介護	828	58,650,524	824	50,809,027
	重度訪問介護	46	28,679,600	55	28,278,530
	同行援護	44	1,507,660	36	1,326,490
	行動援護	0	0	0	0
	短期入所	406	18,917,609	546	23,890,677
	療養介護	206	52,520,640	182	46,517,060
	生活介護	4,221	802,944,218	4,250	795,241,574
	施設入所支援	2,636	304,395,820	2,645	305,977,803
	相談支援事業	3,255	58,855,757	3,111	57,497,046
	特定障害者特別給付費	3,699	42,624,760	3,810	37,999,912
	高額障害福祉サービス費	107	836,405	81	590,430
訓練等給付	自立訓練	447	62,773,670	409	53,819,980
	就労移行支援	209	31,493,023	117	18,983,631
	就労継続支援	3,067	375,070,126	3,471	420,275,699
	就労定着支援	170	4,726,175	118	4,370,190
	共同生活援助	1,156	143,766,735	1,234	162,484,864
児童通所支援	児童発達支援	753	25,517,662	791	24,129,720
	医療型児童発達支援	0	0	0	0
	放課後等 デイサービス	1029	98,569,540	1357	135,144,767
	居宅訪問型児童発達 支援	0	0	0	0
	保育所等訪問支援	0	0	1	9,833
	障害児相談支援	866	11,255,780	595	11,342,650
	高額障害児通所給付費	11	50,600	9	41,400
合 計		23,156	2,123,156,304	23,642	2,178,731,283

7. 自立支援医療

①更生医療

身体障がい者に対する障がいの軽減または除去のために医療が必要と認められるとき、必要な医療費を公費で負担します。

年度	項目	支給認定件数 (件)	延給付決定数 (件)	公費負担額 (円)
R2		150	2,681	46,105,991
R3		153	2,702	54,331,117
R4		144	2,678	56,995,593

②育成医療

障がい児に対する障がいの軽減または除去のために医療が必要と認められるとき、必要な医療費を公費で負担します。

年度	項目	支給認定件数 (件)	延給付決定数 (件)	公費負担額 (円)
R2		15	81	1,211,827
R3		16	86	1,182,481
R4		20	99	1,539,539

8. 補装具費の支給

①補装具費の支給

身体障がい者(児)の体の不自由なところを補い、日常生活や職業生活を容易にするために、必要な補装具の購入または修理にかかる費用の一部を公費で負担します。

年度	項目	給付件数 (件)	利用者負担額 (円)	公費負担額 (円)
R2		155	361,243	13,704,328
R3		150	232,439	12,176,656
R4		165	410,503	14,914,109

②難聴児補聴器給付事業

身体障がい者手帳の対象とならない難聴児に対して言語発達やコミュニケーション能力を高めることを目的に補聴器購入に要した費用を助成します。

年度	項目	実利用者数 (人)	助成金額(円)
R2		2	52,000
R3		1	74,000
R4		4	292,000

9. 地域生活支援事業

①相談支援事業

障がいのある方などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援や関係機関との連絡調整を行います。

年度	項目	相談件数 (件)
	R2	775
	R3	470
	R4	381

②意思疎通支援事業

聴覚などの障がいがあるため、意思疎通を図ることに支障がある方が、病院などに行くときに手話通訳者等の派遣を行います。

年度	項目	実利用者数 (人)	延利用回数 (回)	総事業費 (円)
	R2	9	90	389,698
	R3	10	113	2,161,853
	R4	11	135	2,268,287

③日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある方に日常生活の便宜を図るため、障がいの種別や程度に応じて、日常生活用具を給付または貸与します。

年度	項目	実給付 品目数	延給付件数 (件)	利用者負担額 (円)	公費負担額 (円)
	R2	16	2,341	2,220,032	21,041,764
	R3	12	2,359	2,201,656	20,970,576
	R4	20	2,269	2,151,202	21,135,886

④小児慢性特定疾病児日常生活用具給付等事業

身体障害者手帳を持っていない在宅の小児慢性特定疾患児の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。

年度	項目	実給付 品目数	延給付件数 (件)	利用者負担額 (円)	公費負担額 (円)
	R2	1	1	1,100	12,980
	R3	0	0	0	0
	R4	0	0	0	0

⑤移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

年度	項目	実利用者数 (人)	延利用回数 (回)	総事業費 (円)
	R2	11	184	1,240,906
	R3	8	211	1,505,333
	R4	9	177	1,308,611

⑥訪問入浴事業

身体に障がいがある方の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行います。

年度	項目	実利用者数 (人)	延利用回数 (回)	総事業費 (円)
	R2	11	525	6,102,784
	R3	10	583	6,852,800
	R4	8	550	6,733,112

⑦日中一時支援事業

障がいのある方の家族の就労支援や一時的な休息等のために、障がいのある方の日中における生活の場を提供します。

年度	項目	実利用者数 (人)	延利用回数 (回)	総事業費 (円)
	R2	61	2,298	5,695,842
	R3	55	2,226	5,304,454
	R4	57	2,320	5,420,417

⑧自動車運転免許取得費助成事業

身体に障がいのある方等の就労や社会参加活動の促進を図るため自動車操作訓練を終了するに要した費用を助成します。

年度	項目	実利用者数 (人)	助成金額(円)
	R2	1	100,000
	R3	4	400,000
	R4	5	500,000

⑨自動車改造費助成事業

身体に障がいのある方の就労や社会参加活動の促進を図るため自動車改造に要した費用を助成します。

年度	項目	実利用者数 (人)	助成金額(円)
	R2	0	0
	R3	1	100,000
	R4	2	200,000

高 齢 者 福 祉

1. 超高齢社会の到来と高齢者福祉施策の基本方針

令和5年3月末の横手市の高齢化率は40.1%であり、昨年同月比で約0.5%高くなり、初めて40%を超えました。少子化が進み人口の構成比率が若年者より高齢者に大きく偏っており、高齢者世帯、一人暮らし高齢者等の支援のみならず、地域社会の維持・存続という観点からも、元気な高齢者が担い手として活躍できる『地域共生社会の実現』に向けた対策は、重要な課題の一つとなっています。

市では、令和3年度からスタートした『第8期横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画』について効果検証を行いながら、横手市に暮らす誰もが、未来への希望を抱き生きていくために、家族の絆・地域の絆を深め、ともに支え合い、助け合う地域社会を目指し、高齢福祉サービスを構築してまいります。

また、市全体の圏域及び日常生活圏域に配置された協議体やコーディネーター、エリアマネージャーを中心に、高齢者が自立した生活を維持していくための生活支援サービスを創り出すよう、NPOやボランティア団体などとの連携を図りながら、地域における支援体制の強化・充実を推進してまいります。

【高齢者人口】

人口 年度	人口（人）			65歳以上人口（人）			高齢化率（％）		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
RO2	41,082	45,636	86,718	14,172	19,537	33,709	34.5	42.8	38.8
RO3	40,444	44,809	85,253	14,251	19,479	33,730	35.2	43.5	39.6
RO4	39,596	43,852	83,448	14,198	19,309	33,507	35.8	44.0	40.1

※年度末の横手市住民基本台帳による

【高齢者世帯数】（参考：秋田県「高齢者数・高齢者世帯数調査」による）

年度	世帯 総数	65歳以上の 高齢者だけの世帯		ひとり暮らしの高齢者			2人以上の 高齢者のみ世帯	
		世帯数	割合(%)	男 (人)	女 (人)	割合(%)	世帯数	割合 (%)
RO2	31,162	9,224	29.6	1,523	3,128	14.9	4,573	14.6
RO3	31,145	9,778	31.4	1,623	3,369	16.0	4,786	15.4
RO4	31,024	9,980	32.2	1,676	3,455	16.5	4,849	15.6

※各年7月1日現在

2. 地域における生活支援体制の構築

生活支援体制整備事業

すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域で支えあう仕組みづくりを整備するため、横手市全域及び8地域における「協議体」の設置と「生活支援コーディネーター」及び「エリアマネージャー」を配置しています。

協議体は、住民主体となって生活に関わるニーズをつかみ、支援方法を検討することで、地域の支えあいや資源を創り出すことを役割としています。支え合いの地域づくりの実現に向けて、根気強く取り組みを続けられるようサポートして参ります。

令和4年度 地域協議体の活動状況

◆住民や関係機関などの話し合いの場を設置

◆地域情報の共有や連携強化、課題解決に向けた検討

項目 \ 地域	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄
定例会活動	6回	3回	4回	5回	3回	3回	5回	8回
定例会活動打合せ	11回	2回	4回	5回	3回	3回	3回	8回

3. 地域見守り体制の構築

(1) 緊急時あんしんバトン配布事業

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、身体障害者手帳等を所持し日常生活に不安を抱えている方のいる世帯及びこれに準ずる世帯を対象に、かかりつけ医や緊急連絡先等の情報を入れる容器（あんしんバトン）を配布し、冷蔵庫内に設置することで119番通報の際に救急隊員があんしんバトンから必要な情報を把握できることから、緊急時の迅速かつ適切な対応につなげます。

《バトン配布実績》

項目 \ 年度	H27	H28	H29	H30	RO1	RO2	RO3	RO4	延配布数
配布世帯数（件）	47	59	38	23	24	66	61	168	1,863

※R4年度から、配布時の手続きを簡略化し、民生委員等による設置を可能としたことから配布世帯数が増加した。

4. 敬老意識の醸成

(1) 長寿祝金支給事業

横手市に10年間居住し、満100歳に達した高齢者に対し、祝金10万円（横手にぎわい商品券）および賀詞を贈呈。満88歳に達する高齢者に対し、祝金1万円（横手にぎわい商品券）および賀詞を贈呈します。

《100歳長寿祝金贈呈者数》

(単位：人)

性別 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	RO1	RO2	RO3	RO4
男性	4	6	3	6	8	9	4	11	3
女性	18	16	26	20	20	27	33	30	46

《88歳長寿祝金贈呈者数》

(単位：人)

年度 \ 地域	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
RO2	320	84	111	97	77	107	34	47	877
RO3	273	74	118	80	65	117	38	44	809
RO4	313	72	109	89	65	99	28	35	810

※R5年度から、下記のとおり事業内容を変更します。

100歳：賀詞と祝金10万円（横手にぎわい商品券）を贈呈します。

88歳：賀詞を贈呈します（祝金は廃止します）

(2) 敬老会事業

75歳以上の方を対象に、長年にわたり地域社会を支えてきた高齢者への感謝の意を込め、9月の敬老月間に各地域にて敬老会を開催します。

《敬老会参加者数》

(単位：人)

年度 \ 地域	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計	対象者数
RO1	1,029	221	269	403	260	286	289	260	3,017	18,419
RO2	新型コロナウイルス感染症対策のため中止									18,163
RO3	新型コロナウイルス感染症対策のため中止 (代替事業として対象者全員にメッセージカードと祝品を贈呈)									17,775
RO4	新型コロナウイルス感染症対策のため中止 (代替事業として対象者全員にメッセージカードと祝品を贈呈)									17,909

※R5年度から、地域の自治会等が実施する敬老事業への助成事業に移行します。

5. 日常生活への支援

(1) 配食サービス事業

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障がい者の方で、食事の調理が困難な方や栄養管理が必要な方を対象に、夕食の配達と併せ安否確認を行います。週1～3回まで利用できます。

R4年度からは介護予防の取り組みを強化し、介護予防ケアプランに基づいて在宅高齢者の栄養改善を図っています。

年度	項目	実利用者数 (人)	延利用者数 (人)	配食数 (食)	総事業費 (円)
RO2		128	1,196	12,524	11,271,600
RO3		137	1,180	12,122	12,122,000
RO4		123	1,136	12,032	12,129,696

(2) 緊急通報システム事業、ふれあい安心電話システム推進事業

横手市に住所を有する概ね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、身体障がい者のみ世帯及びこれに準ずる世帯を対象に、警備保障会社等への通報装置を貸与し、急病や災害発生時に装置の通報ボタンを押すことで、警備員や登録されている協力員が駆けつけます。

※「ふれあい安心電話」システムには相談電話的な機能もあります

(単位：人)

年度	地域	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
RO2		238	15	27	40	23	71	22	19	455
RO3		249	15	25	39	25	74	20	19	466
RO4		236	16	29	41	26	80	21	20	469

※R5年度から、自宅のトイレにセンサー付きの電球を設置し、一定時間、操作が無い場合に緊急連絡先へ通報するシステムを利用した見守り事業に移行します。

(3) 一人暮らし高齢者等除排雪事業、雪下ろし費用助成事業

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、身体障がい者のみ世帯及び母子世帯で、独力での雪寄せ及び雪下ろしが困難で、且つ親族や近隣者等からの援助を得ることができない世帯を対象に、道路間口から玄関までの雪寄せ及び家屋屋根の雪下ろしを業者や個人、共助組織等に委託して実施した場合、市民税課税状況に応じて費用の一部を助成します。雪寄せについては併せて作業員を派遣します。

R3年度から雪下ろし作業の委託先を個人や共助組織等にも拡大し、担い手の確保を図っています。

《雪寄せ利用状況》 ※市民税非課税世帯（生活保護世帯除く）、均等割のみ課税世帯が対象です

年度	項目	利用者数 (人)	総事業費 (円)	利用者負担額 (円)	助成金額 (円)
	RO2（記録的豪雪）	375	16,990,050	10,955,900	6,034,150
	RO3（記録的豪雪）	392	20,342,850	10,871,300	9,471,550
	RO4	415	18,089,250	11,396,020	6,693,230

《雪下ろし利用状況》 ※市民税非課税世帯（生活保護世帯除く）、均等割のみ課税世帯が対象です

年度	項目	登録者数 (人)	利用者数 (人)	総事業費 (円)	利用者負担額 (円)	市助成金額 (円)	災害救助法による助成額 (円)
	RO2 （記録的豪雪）	534	472	33,594,113	10,666,200	11,253,313	11,674,600
	RO3 （記録的豪雪）	1,044	867	61,293,906	41,969,906	19,324,000	0
	RO4	1,077	457	17,934,473	12,350,473	5,584,000	0

6. 健康づくりの推進

(1) はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

当該年度の4月1日現在65歳以上の方を対象に、健康の保持及び増進を図るため、市登録の施術所で利用できる「はり・きゅう・マッサージ施術券」を年12回分交付します。

年度	項目	対象者数 (人)	申請者数 (人)	交付枚数 (枚)	利用枚数 (枚)
	RO2	33,732	4,859	58,308	12,946
	RO3	33,827	4,260	51,120	12,249
	RO4	33,743	4,184	50,208	11,231

※R5年度から、対象年齢を75歳以上に引き上げます。

(2) 健康づくり入浴サービス事業

当該年度の4月1日現在65歳以上の方を対象に、健康の保持及び増進と、外出機会確保のため、市内入浴施設を割引料金で利用できる「入浴券」を年12回分交付します。

年度	項目	対象者数 (人)	申請者数 (人)	交付枚数 (枚)	利用枚数 (枚)
	RO2	33,732	7,504	90,048	36,883
	RO3	33,827	6,333	75,996	29,950
	RO4	33,743	6,129	73,458	31,883

※当事業はR4年度で終了しました。

7. 生きがいくくり・社会参加の促進

(1) 老人クラブ活動助成事業

老人クラブは、老後の生活を明るく豊かなものにするため、娯楽や趣味、スポーツ、社会奉仕など広い分野で活動しています。県老連大学講座の受講、県内各地で開催されるスポーツ大会への積極参加及び研修旅行等、活動の場を広げております。

老人クラブの状況（令和4年度）

地域	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
クラブ数	33	6	4	14	14	17	5	13	106
会員数（人）	810	201	121	415	472	464	137	473	3,093

◆老人クラブ助成事業実施状況（令和4年度）

- ① 単位老人クラブ活動費 ……4,307,820円
月3,355円×12ヵ月×107クラブ=4,307,820円
- ② 社会貢献活動支援事業費 ……529,200円
年6,300円×84クラブ=529,200円
- ③ 市町村老人クラブ連合会活動費 ……400,856円
ア 194,000円（市町村均等割）
イ 72円×2,873会員（連合会加入会員）=206,856円
- ④ 健康づくり事業 ……0円
ア 高齢者健康福祉まつり 0円
イ 老人クラブ連合会スポーツ大会 0円
ウ 趣味の作品展示会 0円
※新型コロナウイルス感染症対策により全イベント中止

助成費総額
5,237,876円

負担区分 国1/3以内 県1/3以内 市町村1/3

8. 在宅介護への支援

(1) 移送サービス事業

概ね65歳以上の高齢者及び身体障がい者の方で、常時臥床等により座位がとれず一般の交通機関（介護タクシーを含む）を利用することが困難な方を対象に、医療機関への通院又は入退院するときなど移送用車両により送迎します。

年度	項目	実利用者数 （人）	延利用回数 （回）	総事業費 （円）	利用者負担額 （円）
	RO2	56	331	2,265,150	841,000
	RO3	53	411	2,859,330	941,000
	RO4	50	289	2,149,800	712,000

(2) 介護用品支給券支給事業

要介護認定で要介護3～5と認定された高齢者を在宅介護している世帯を対象に、紙おむつ等の介護用品を購入できる「介護用品支給券」を交付します。

R4年度からは所得制限を撤廃し、在宅介護への支援を強化しています。

年度	項目	支給人数 (件)	支給枚数 (枚)	使用枚数 (枚)	総事業費 (円)
	RO2	449	40,093	34,920	17,460,000
	RO3	390	36,615	30,534	15,446,400
	RO4	690	44,867	38,532	19,266,000

9. 要援護高齢者の保護

(1) 高齢者福祉施設入所措置事業

養護者がいない概ね65歳以上の方で、身体上若しくは精神上、又は住居環境的理由及び経済的理由により居宅において生活困難な方を対象に、養護老人ホームに入所措置します。

養護老人ホームの入所措置状況

令和5年4月1日現在

運営主体	〒	所在地	電話番号	施設名	定員 (人)	入所者 (人)
(福)相和会	013-0821	横手市上境字館 133-5	0182(36)1211	養護老人ホーム 映月荘	80	63
(福)秋田県 社会福祉事業団	013-0525	横手市大森町字菅生田 245-34	0182(26)3885	秋田県南部老人福祉総合エリア 養護老人ホーム	50	41
湯沢市	012-0855	湯沢市関口字石田 108	0183(73)2471	養護老人ホーム 愛宕荘	100	1
(福)松寿会	010-1654	秋田市浜田字陳ヶ原 15-8	0188(28)6600	養護老人ホーム 松峰園	55	2
(福)仙北市 社会福祉協議会	014-0314	仙北市角館町白岩上西野 87-13	0187(53)2870	養護老人ホーム 角館寿楽荘	75	6
(福)秋田聖徳会	010-0925	秋田市旭南1丁目5-6	018(862)3267	秋田聖徳会 養護老人ホーム	100	1
合 計				6 施設	460	114
				(うち、横手市内 2 施設)	130	104

介護保険

高齢者の介護を社会全体で担いながら、質の高い介護サービスを提供することを目的に、新たな仕組みとして介護保険制度が平成12年4月に始まりました。

令和5年度は第8期横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画の3年目・最終年度となります。

大きく時代が変化する中、団塊の世代が75歳を迎える2025年、団塊ジュニアが65歳となる2040年と高齢化が加速する一方で、横手市は人口減少と共に高齢者数がピークアウトを迎え、多様化する高齢者のライフスタイルや生活・健康に対するニーズへどれだけ近づけることができるかが次期計画の策定ポイントとなります。

このような現状を踏まえ「地域包括ケアシステム」を推進し、介護予防・健康づくり施策や認知症施策などの充実を図り「地域共生社会」の実現を目指し、第9期計画の策定を進めていきます。

制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、家族、地域住民、医療・介護従事者等すべての市民が安心と希望をもって生活を営み、住み慣れた地域で暮らす喜びを感じられる地域社会を目指して施策の推進に取り組んでいきます。

1. 被保険者数の推移

(単位:人)

	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
65歳以上75歳未満	15,916	15,810	15,436
75歳以上	17,791	17,933	18,089
合計	33,707	33,743	33,525
人口	86,718	85,253	83,448
人口に占める割合	38.9%	39.6%	40.2%

2. 要介護(要支援)認定者数の推移

(単位:人)

区分	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
要支援1	399	415	424
要支援2	738	777	749
要介護1	1,411	1,417	1,387
要介護2	1,495	1,472	1,456
要介護3	1,138	1,101	1,087
要介護4	923	949	936
要介護5	919	932	928
合計	7,023	7,063	6,967

3. 受給者数

(介護保険事業状況報告月報 3月分)

①居宅介護(介護予防)サービス受給者数

(単位:人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者	99	283	973	1,089	703	467	367	3,981
第2号被保険者	0	2	9	33	17	5	8	74
総数	99	285	982	1,122	720	472	375	4,055

②地域密着型(介護予防)サービス受給者数

(単位:人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者	2	6	307	331	244	150	124	1,164
第2号被保険者	0	0	3	13	4	1	0	21
総数	2	6	310	344	248	151	124	1,185

③施設介護サービス受給者数

(単位:人)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
介護老人福祉施設	4	21	97	238	280	640
第1号被保険者	4	21	96	236	279	636
第2号被保険者	0	0	1	2	1	4
介護老人保健施設	25	50	103	91	127	396
第1号被保険者	25	49	101	89	126	390
第2号被保険者	0	1	2	2	1	6
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
第1号被保険者	0	0	0	0	0	0
第2号被保険者	0	0	0	0	0	0
介護医療院	0	2	0	2	2	6
第1号被保険者	0	2	0	2	2	6
第2号被保険者	0	0	0	0	0	0
総数	29	73	200	331	409	1,042

※総数は実人数のため、各施設の合計数とは合わない場合がある

4. 給付実績

(単位:円)

サービス等の種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1. 介護サービス給付費	10,419,357,605	10,546,104,816	10,524,085,500
i) 居宅介護サービス給付費	4,505,596,163	4,505,810,614	4,414,808,893
①訪問介護	1,084,877,966	1,129,290,107	1,194,783,590
②訪問入浴介護	85,522,193	80,853,647	84,608,750
③訪問看護	112,572,807	113,056,148	110,045,045
④訪問リハビリテーション	29,422,538	31,390,892	36,124,785
⑤居宅療養管理指導	23,555,959	24,938,756	24,083,139
⑥通所介護	824,743,249	813,489,578	701,793,417
⑦通所リハビリテーション	210,221,075	201,127,788	173,814,679
⑧短期入所生活介護	1,521,908,080	1,501,435,825	1,468,742,317
⑨短期入所療養介護	47,819,292	45,785,870	39,840,802
⑩特定施設入所者生活介護	244,041,251	242,748,329	247,896,950
⑪福祉用具貸与	320,911,753	321,693,674	333,075,419
ii) 地域密着型サービス給付費	1,907,554,155	1,965,784,868	1,971,385,577
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	98,621,238	126,048,848	126,030,622
②夜間対応型訪問介護	0	0	0
③地域密着型通所介護	364,139,206	377,274,328	399,525,343
④認知症対応型通所介護	64,301,945	72,088,234	74,195,901
⑤小規模多機能型居宅介護	133,174,617	155,824,083	148,756,437
⑥認知症対応型共同生活介護(短期含)	720,293,844	704,506,702	697,200,950
⑦特定施設入居者生活介護	69,373,751	71,391,954	70,879,053
⑧地域密着型介護老人福祉施設	457,649,554	458,650,719	454,797,271
⑨看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	0	0	0
iii) 施設介護サービス給付費	3,316,592,733	3,367,543,895	3,424,668,500
①介護老人福祉施設サービス	1,998,770,285	1,986,471,678	2,035,737,185
②介護老人保健施設サービス	1,317,155,440	1,363,882,154	1,370,357,214
③介護療養型医療施設サービス	0	0	0
④介護医療院サービス	667,008	17,190,063	18,574,101
iv) 居宅介護福祉用具購入費	10,134,885	11,503,089	11,222,026
v) 居宅介護住宅改修費	14,462,378	14,582,992	14,858,622
vi) 居宅介護サービス計画給付費	665,017,291	680,879,358	687,141,882
2. 介護予防サービス給付費	92,906,984	93,172,523	95,522,620
i) 介護予防サービス費	63,249,654	63,349,423	62,712,480
①介護予防訪問介護	0	0	0
②介護予防訪問入浴介護	386,721	125,793	333,378
③介護予防訪問看護	1,437,814	1,241,508	866,449
④介護予防訪問リハビリテーション	3,647,124	3,525,345	2,679,129
⑤介護予防居宅療養管理指導	882,329	787,689	870,741
⑥介護予防通所介護	0	0	0
⑦介護予防通所リハビリテーション	11,095,200	11,627,172	8,692,978
⑧介護予防短期入所生活介護	6,428,108	6,736,231	7,696,461
⑨介護予防短期入所療養介護	69,021	38,862	73,476
⑩介護予防特定施設入所者生活介護	22,140,263	19,544,381	20,513,696
⑪介護予防福祉用具貸与	17,163,074	19,722,442	20,986,172
ii) 地域密着型介護予防サービス給付費	5,269,230	3,713,049	6,276,753
①介護予防認知症対応型通所介護	288,540	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	4,980,690	3,713,049	6,276,753
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
iii) 介護予防福祉用具購入費	1,845,141	1,678,057	1,297,827
iv) 介護予防住宅改修費	5,490,539	5,087,851	4,594,598
v) 介護予防サービス計画給付費	17,052,420	19,344,143	20,640,962
3. 高額介護サービス費	267,668,329	281,695,028	277,544,341
4. 特定入所者介護サービス費	577,340,529	535,843,192	512,382,814
5. 審査支払手数料	14,259,882	14,452,620	14,495,663
合計	11,371,533,329	11,471,268,179	11,424,030,938

5. 第1号被保険者の介護保険料（令和5年度）

段階	対象者	保険料年額(円)	
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.30	22,500
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	基準額 ×0.50	37,500
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額 ×0.70	52,500
第4段階	市民税課税世帯で、本人が市民税非課税かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.90	67,500
第5段階	市民税課税世帯で、本人が市民税非課税かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額	75,000
第6段階	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額の合計が120万円未満の人	基準額 ×1.20	90,000
第7段階	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額の合計が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30	97,500
第8段階	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額の合計が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50	112,500
第9段階	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額の合計が320万円以上400万円未満の人	基準額 ×1.70	127,500
第10段階	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額の合計が400万円以上の人	基準額 ×1.90	142,500

6. 介護保険施設等の設置状況

(令和5年4月1日現在)

施設区分	東部	西部	南部	計
介護老人福祉施設	5施設 200人	4施設 230人	4施設 198人	13施設 628人
地域密着型介護老人福祉施設	1施設 29人	2施設 49人	2施設 58人	5施設 136人
介護老人保健施設	1施設 150人	1施設 100人	2施設 200人	4施設 450人
グループホーム	3施設 45人	6施設 99人	7施設 99人	16施設 243人
特定施設入居者生活介護	3施設 103人	1施設 30人		4施設 133人
地域密着型特定施設入居者生活介護	1施設 29人			1施設 29人
小規模多機能型居宅介護	1施設 29人	1施設 25人	1施設 25人	3施設 79人

※上段は施設数、下段は定員数(小規模多機能型居宅介護においては、登録者数)

東部は横手・山内、西部は雄物川・大森・大雄、南部は増田・平鹿・十文字

横手市地域包括支援センターの動向

横手市地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する事を目的とし、人口約2～3万人程度に区分けられる東部地区・西部地区・南部地区それぞれの圏域ごとにセンターを設置しています。また、市内10箇所の在宅介護支援センターをブランチ機関と定め、地域に密着した相談支援を推進しています。各センターの場所は、地理的な利便性に配慮するとともに、各圏域の医療・保健・福祉・介護の中枢をなす場所として、ワンストップ相談窓口としての役割を担っています。

一昨年度から始まった第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の基本目標である「高齢者への地域における支援体制の強化」「高齢者の自立した生活の維持」の達成のため、多職種連携による切れ目のないサービスの提供と、地域における支援体制の充実を図るとともに、高齢者の自立した生活を支えるための介護予防への取り組みをより強化します。

地域ケア会議への多職種参加を推進し、地域課題解決と地域づくりへ展開するための仕組みを構築します。また、部内各課、庁内各課との連携を図り、事業間連動を推進させ地域支援事業の効果的な実施を目指すとともに、市民や民間事業者等の多様な主体との協働により、地域ネットワークづくりを推進します。

増加している認知症高齢者等への対応として、早期相談と医療支援の更なる充実を目指します。また、地域で認知症の人や家族を支える体制づくり、地域での見守り体制を強化します。

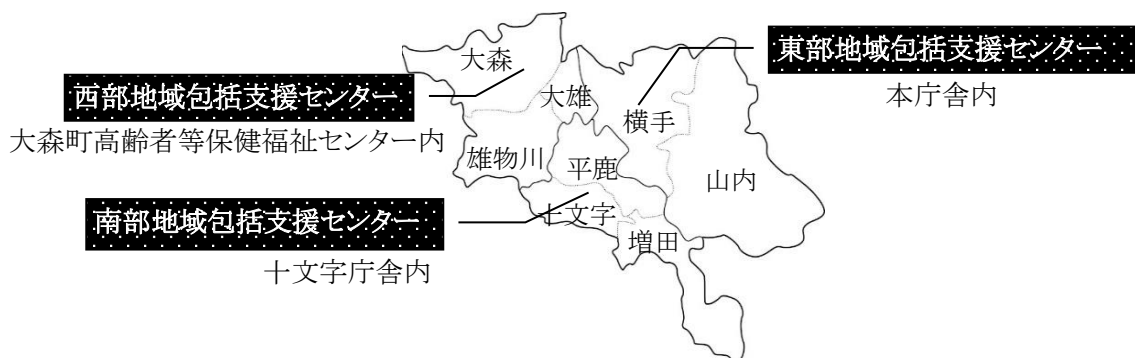
介護予防・重度化防止の推進のため、集中介入期から状態が安定している生活期までの、それぞれの状態像に応じた介護予防・日常生活支援総合事業による支援に取り組みます。また、庁内他部門と連携した介護予防を推進する体制を構築しながら、重度化防止の支援体制を強化します。

さらに、専門職や関係機関との連携を強化し、高齢者虐待防止や成年後見制度の利用促進を図ることで権利擁護支援を強化します。

第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に基づいた各種事業の着実な実施と、効果・検証への取り組みにより、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、横手市のあるべき姿の実現に向けて地域包括ケアシステムの更なる充実を推進します。

横手市地域包括支援センターの沿革

組織運営形態	横手市直営 横手市市民福祉部 地域包括支援センター
所在地及びセンター名称	<p>◇ 横手市東部地域包括支援センター（本庁舎内） 〒013-0023 横手市中央町8番2号 TEL 0182-35-2160 FAX 0182-33-2722</p> <p>◇ 横手市西部地域包括支援センター （大森町高齢者等保健福祉センター内） 〒013-0525 横手市大森町字菅生田245番地206 TEL 0182-35-2135 FAX 0182-56-4026</p> <p>◇ 横手市南部地域包括支援センター（十文字庁舎内） 〒019-0529 横手市十文字町字海道下12番地5 TEL 0182-35-2177 FAX 0182-42-5155</p>
指定介護予防支援事業所	<p>◇ 横手市東部地域包括支援センター（指定事業所番号 0500300074）</p> <p>◇ 横手市西部地域包括支援センター（指定事業所番号 0500300033）</p> <p>◇ 横手市南部地域包括支援センター（指定事業所番号 0500300082）</p>
沿革	<p>平成18年4月1日 横手市大森町字大中島268番地 横手市役所大森庁舎内に開設</p> <p>平成20年4月1日 東部・西部・南部の3センター体制となる。</p> <p>平成21年4月1日 西部地域包括支援センター内に横手市大森町居宅介護支援事業所を併設</p> <p>平成23年4月1日 <ul style="list-style-type: none"> ・横手市福祉保健部から横手市健康福祉部へ組織再編 ・東部センターを横手庁舎内、南部センターを十文字庁舎内へ変更 ・東部センターに福祉・介護の総合（ワンストップ相談）窓口を設置 </p> <p>平成24年4月1日 西部センター内に在宅医療連携推進事業の拠点を設置</p> <p>平成25年4月1日 東部センターに成年後見支援センターを設置</p> <p>平成28年3月18日 西部センター内に認知症初期集中支援チームを設置</p> <p>平成28年3月18日 西部センター内に認知症地域支援推進員を配置</p> <p>平成30年4月1日 認知症初期集中支援チームを全市展開</p> <p>平成31年4月1日 横手市健康福祉部から横手市市民福祉部へ組織再編</p> <p>令和4年4月1日 成年後見支援センターを成年後見制度に係る中核機関として設置（令和5年4月1日、組織再編により、まるごと福祉課へ移管）</p>



地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う機関です。

センターには、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等が配置され、それぞれの専門性を活かして相互連携を図りながら業務にあたります。

具体的には、市町村事業である地域支援事業を実践する機関であり、要介護支援認定（要支援1・2）、総合事業対象者の介護予防ケアマネジメントや介護予防支援計画を作成する介護予防支援事業所としても機能します。

基本目標1 高齢者への地域における支援体制の強化

高齢者が安心して生活できる環境を維持するためには、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るよう、「住まい」「医療」「介護」「生活支援・介護予防」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」が地域に根付き、効果的に機能していることが重要です。

本市では、第5期計画（2012（平成24）年～2014（平成26年））から地域包括ケアシステム構築への取り組みに着手し、以降、その実現と深化・推進に取り組んできました。第8期計画においても、医療と介護の連携推進や、認知症施策の推進、生活支援体制の整備などを通して、現在の地域の特性や自主性に合わせた本市ならではの地域包括ケアシステムの在り方を追求し、機能の強化に努めます。

権利擁護事業

高齢者虐待・困難事例への対応、消費者被害の防止、成年後見制度の活用等について、権利擁護の視点から支援していきます。

- ア) 高齢者虐待への対応
- イ) 老人福祉施設等への対応
- ウ) 困難事例への対応
- エ) 消費者被害の防止
- オ) 成年後見制度の活用促進

認知症初期集中支援チーム

認知症サポート医や関係専門職等で構成され、認知症の方やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。かかりつけ医や認知症疾患医療センターの診療・相談に結び付けられるよう連携強化を図ります。

基本目標2 高齢者の自立した生活の維持

高齢者が長寿を楽しみながら自分らしい暮らしを続けていくことができるという地域の在り方は、高齢者だけでなく、市民全体の未来への安心・希望に繋がります。

こうした地域社会を目指し、ボランティア活動や就労的活動を通じた高齢者の社会参加の促進等により高齢者の孤立や孤独を防ぐとともに、高齢者の生きがいづくりを支援します。また、高齢者が自立して生活するためには、健康の維持や介護予防も重要です。高齢者の健康保持・増進、疾病の早期発見・早期治療、介護予防等への取り組みを強力に推進し、高齢者の心身の健康維持に努めます。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域において、多職種相互の協働等により連携し、包括的かつ継続的に支援していきます。また、個々の介護支援専門員に対する支援を行います。

- ア) 包括的・継続的なケア体制の構築
- イ) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用
- ウ) 日常的個別指導・相談
- エ) 支援困難事例等への指導・助言

総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅介護支援センターや民生児童委員をはじめ地域の関係者とのネットワークをさらに強化し高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握するとともに、相談活動や地域での適切な保健・医療・福祉サービス等の活用につなげる支援を行います。

- ア) 地域におけるネットワークの構築
- イ) 在宅介護支援センターとの連携
- ウ) 初期段階の相談対応
- エ) 継続的・専門的な相談支援

介護予防ケアマネジメント事業

要支援1・2または事業対象者で、総合事業に位置付けられるサービスだけを利用する方に対して、心身の状況、置かれている環境、対象者自らの選択に基づいて、事業が効果的に利用されるよう援助します。

- ア) 介護予防ケアマネジメントの作成（ケアプラン作成）

地域リハビリテーション活動支援事業

地域ケア会議や地域の集いの場などにリハビリテーション専門職を派遣し、地域における介護予防の取組の強化と高齢者の自立支援に資する活動の支援を行います。

基本目標3 介護保険事業の円滑な運営

ご自身や身近な方が支援や介護が必要となった場合に安心して介護保険サービスを利用できるよう、また、ニーズに応じたサービスを安定的に提供していけるよう、介護保険事業を円滑に運営する必要があります。

このため、制度の普及や理解の促進、相談に対応する窓口体制の充実により、介護保険事業や介護保険制度についての知識の向上と、支援体制の強化に努めるとともに、介護保険事業の担い手である介護事業者の資質向上への支援や、介護従事者の育成・確保に努めます。

介護予防支援事業

要支援1・2または事業対象者に対して、居宅サービスを利用するための計画（ケアプラン）の作成や利用の調整を行います。

令和5年度 事業計画

事業名	R5年度 目標値・指標	実施予定項目
権利擁護事業	高齢者虐待対応研修会 1回	・居宅介護支援事業所、民生委員・児童委員に対し、アセスメント能力向上に向けた研修会を開催
	消費生活情報発行	・居宅介護支援事業所への消費者生活情報発信
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	介護支援専門員に対する研修会・情報交換会の開催 年3回	・地域ケア会議を活用した研修会の実施 年3回 ・介護支援専門員の情報交換会の開催 年1回
総合相談支援事業	在宅介護支援センターとの連携を更に密にし、相談支援の機能強化を図る	・在介支援センターとの連絡会 年2回開催 ・市内4医療機関の医療ソーシャルワーカーとの情報交換会 年1回開催 ・パンフレット等を活用した住民啓発に向けた取組
介護予防ケアマネジメント事業	介護予防研修会の開催 年1回	・包括内ケアマネジメント研修会の開催 6回 ・居宅介護支援事業所への介護予防研修会 1回

◎認知症総合支援の強化

- …チームオレンジに関わる検討会の開催
- …チームオレンジ発足に向けたステップアップ講座の開催 年1回開催

◎一般介護予防の推進

- …「スポーツと介護予防」をテーマに、関係部署と情報・意見交換会の開催
- …体力測定会等の試行事業の実施

令和4年度
【横手市地域包括支援センター】
事業実績

令和5年5月1日
横手市 市民福祉部

1. 在宅医療・介護連携推進会議

(1) 在宅医療・介護に関する地域住民への普及啓発

1) 出前講座（アウトリーチ講座） 16回：参加者289人

テーマ： ・地域包括ケアシステム ・在宅医療について
 ・認知症予防 ・新型コロナウイルス感染症

2) 在宅医療介護普及講座

① 歯科医師による講話「オーラルフレイルをご存じですか？」

② 保健師による講話 「早めの予防で健康長寿」

★8地域で開催 参加者157人

地域	実施場所	開催日	参加人数
大雄	大雄 ふれあいホール	令和4年11月17日（木）	16人
十文字	十文字コミュニティセンター	令和4年11月24日（木）	14人
平鹿	ゆとり館	令和4年11月29日（火）	26人
大森	大森図書館	令和4年11月30日（水）	15人
雄物川	雄物川コミュニティセンター	令和4年12月1日（木）	15人
山内	山内公民館	令和4年12月7日（水）	26人
増田	増田地区多目的研修センター	令和4年12月8日（木）	21人
横手	わいわいぷらざ	令和4年12月13日（火）	24人

(2) 医療・介護関係者の研修

1) 職種別情報交換会

◆ 看護職（訪問看護師等）への研修会

	実施月日	実施場所	職種	テーマ	参加人数
1	R4.7.13	サンサン横手	看護師	「入退院支援について」	16人
2	R5.3.15	サンサン横手	看護師	「在宅医療・介護アンケート結果から」	12人

2) 多職種連携研修会

◆ 全体研修 1回 参加者141人

実施月日	内容・講師
R5.2.20(月)	講演Ⅰ コロナ禍における連携の必要性 「医療ひっ迫時の施設・在宅での看取り」 講師：曾根医院 院長 曾根純之 先生 講演Ⅱ 認知症の方への服薬管理 「一緒に考えませんか？」 講師：どれみ薬局 管理薬剤師 近野悦子 先生

在宅医療連携に関する相談支援実績（専門職）

(R. 5. 3月末)

【相談件数】 * 電話相談含む

実人数	延べ人数
77	87

【相談機関】

居宅・事業所	医療機関	施設	その他
29	31	12	5

【専門職】 (重複有)

CM	MSW・看護師等	施設相談員等	訪問看護師等	その他
35	29	9	10	9

【相談種別の内容】 (重複有)

	内容								その他
	CMからの 医療相談	困難事例への 支援	施設 入所等	入院・ 受診支援	訪問 診療利用等	主治医への 対応等	病状変化への 対応	コロナ感染症に 関する相談	
件数	31	28	21	33	7	16	7	25	19

【関係機関との連携状況】 (重複有)

医療機関	居宅・事業所	行政	地域関係者	親類	その他
50	39	24	20	18	14

2. 認知症総合支援業

(1) 認知症初期集中支援チーム

★支援実績

支援件数 (件)	11件
訪問人数 (延べ) (人)	60人
チーム員会議の開催 (回)	21回

★支援内容等

	性別	年齢	相談者	世帯構成	診断名	支援経過
1	女性	80代	長女	独居	レビー小体型認知症	夫亡き後、強い孤独と不安を感じて生活。気力低下や幻視症状が強く、生活全般に支援を要し、長女の介護負担は増し、心身の消耗が目立つ。介護サービスの支援で孤独や不安が解消され、長女の介護負担を軽減できた。グループホーム入所。
2	男性	70代	長男	同居	アルツハイマー型認知症	農業が段取りよくできなくなり、足手まといに感じた長男が強くあたる。妻が主と長男の関係性を調整し、主はデイサービスやグラウンドゴルフなどを日課に取り入れ、農業から離れる時間を作る。
3	女性	80代	次男妻	同居	アルツハイマー型認知症	血圧高値で入浴時の見守りが必要であることを理由にヘルパー利用開始。療養目的にショートステイを定期利用し、次男夫婦の介護負担を図る。次男夫婦が営む自営業が繁忙期となり、グループホーム入所。
4	男性	70代	長女	同居	アルツハイマー型認知症	専門医受診について家族と話し合い、協力体制を整えた。サポート医よりリハビリ目的で介護サービス利用を促し、デイサービス利用につながる。
5	女性	70代	夫	高齢	アルツハイマー型認知症	専門医受診し、内服開始となる。介護申請するも夫は妻の介護を抱え込む。夫からSOSがあり一時入院。ショートステイ利用を試みたが落ち着かず、施設の受け入れが困難となる。特養入所申請中。
6	男性	90代	長男	同居	アルツハイマー型認知症	長男夫婦は必要最低限の関わりしかなく、自室で過ごす時間が長い。主治医と相談し、心臓の機能が弱っているため、体力をつける必要があると説明し、デイサービスにつながる。
7	男性	80代	長男 長女	独居		かかりつけ医の受診中断。受診勧奨し、5か月ぶりに受診。ヘルパー利用開始後、主は安心した様子となり、家族の不安軽減にもつながる。
8	女性	80代	長女	独居	アルツハイマー型認知症	孤独で相談相手がいないためデイサービス希望。定期的に訪問する長女より、食事や服薬の管理がおろそかになっている相談を受け、小規模多機能施設の多様なサービスで支援する。
9	女性	80代	長女	独居	アルツハイマー型認知症	以前、施設入所時に帰宅要求強く数時間で退所。そのため、入院対応となり、入院までの期間は長女と近所で見守る。入院中、入所先の調整を行う予定。
10	男性	80代	甥	同居	アルツハイマー型認知症	高血圧治療を優先し、受診。日中傾眠状態のため、デイサービスにつなぐ。自立相談支援窓口と連携し、生活困窮の支援も並行して進める。
11	女性	70代	長男妻	高齢	軽度認知障害	うつ傾向改善せず、専門医受診。服薬を自己調整するため病状不安定。冬季に入り、次男がテレワークのため同居。服薬管理や見守りによって主の精神状態の安定が図られた。

(2) 認知症カフェ

● 継続4箇所（下記図表）

内 容	ミニ講話・軽体操・創作活動・カフェタイム等
参 加 者	認知症の方、介護している家族、介護経験者、サロン参加者等
ス タ ッ プ	認知症地域支援推進員、サロン世話人、ボランティア、興生会（作業療法士・精神保健福祉士・相談員等）
開催状況	各カフェ、毎月1回開催 下村…第2または第3水曜日 くつろぎ…第4水曜日 ラッキー…第4月曜日 スマイル…第3水曜日

【参加状況】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
下村	16	13	18	14	休	休	16	20	18	16	16	20
くつろぎ	3	6	5	1	0	11	9	0	4	1	0	0
ラッキー	6	5	4	3	4	2	4	1	3	3	3	0
スマイル	3	6	6	5	4	7	5	5	6	5	5	6

(3) 認知症等高齢者支援情報提供実績 横手署→包括支援センター

1) 対象者の状況

【相談件数】

実人数	延べ人数
64	64

【性別】

男	女	計
28	36	64

【世帯状況】

独居	高齢世帯	同居	計
30	8	26	64

【かかりつけ医の有無】

いる	いない	不明	計
49	3	12	64

2) 症状（重複有）

	症状					
	住所不明・氏名等	会話不成立	記憶障害	虚言妄想	徘徊	その他
件数	8	7	38	7	24	11

3) 相談内容（重複有）

福祉サービス	家庭生活	医療相談	福祉制度等
24	0	20	1
権利擁護	高齢者虐待	他（訪問、見守り）	
0	0	54	

3. 認知症高齢者見守り事業

(1) 認知症サポーター養成講座

(単位：回・人)

受講団体	R2年度		R3年度		R4年度	
	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者
いきいきサロン			7	113	9	161
JA			2	31		
地区婦人会等	1	36	1	15		
福祉施設	1	16	2	36	1	9
学校等/教員・保護者	6	61	5	66	4	67
PTA連合会						
警察署						
金融機関/郵便局	1	7	1	4	1	29
自治会			1	27		
民生児童委員/福祉協力員	1	38	1	22		
企業	1	5			3	48
その他			3	61	1	20
合計	11	163	23	375	19	334

(2) 小中学校での認知症サポーター養成講座

(単位：回・人)

受講学校	R2年度		R3年度		R4年度	
	学年	参加者	学年	参加者	学年	参加者
醍醐小学校			4年	44	4年	27
十文字第一小学校						
十文字第二小学校	4年	15				
吉田小学校			5.6年	48	5年	26
栄小学校						
大雄小学校						
増田小学校					4年	32
睦合小学校						
植田小学校						
横手北小学校	4年	72				
横手南小学校						
横手旭小学校	4年	63	4年	56		
大森小学校						
浅舞小学校						
朝倉小学校	4年	57	4年	48		
雄物川小学校	4年	62				
山内小学校						
十文字中学校					3年	23
雄物川高校	3年	11	3年	6	3年	15
合計		280		202		123

(3) キャラバンメイトフォローアップ講座

実施月日	実施場所	テーマ	参加人数
未実施			

(4) 徘徊見守り訓練

	実施地域	参加人数
R2年度	横手	1地域 17人
R3年度	横手・増田・平鹿・雄物川・大森・十文字・山内・大雄	8地域 153人
R4年度	横手・増田・平鹿・雄物川・大森・十文字・山内・大雄	8地域 148人

(5) あんしん見守りシール交付

あんしん見守りシール登録者数	30人
----------------	-----

(6) 見守りネットワーク構築

見守りネットワーク登録事業所数	120事業所
-----------------	--------

4. 認知症予防事業

(1) 物忘れ相談会

【受診者数】★8地域にて実施

横手	山内	雄物川	大森	大雄	増田	平鹿	十文字
15	3	14	15	8	2	4	14

【TDAS実績】

正常域	予防域	要医療域
53	15	7

【要医療域7人の内訳】

- ◆ 医療機関受診… 3人
- ◆ 受診勧奨・経過観察中… 4人

(2) オレンジレジストリ

認知機能検査と体力測定を5年間受け経年的な変化をみていく。認知症の治療方法やケア手法を明らかにするための全国的な情報登録・追跡を行う研究 MCI(軽度認知障害) やフレイルの判定が可能

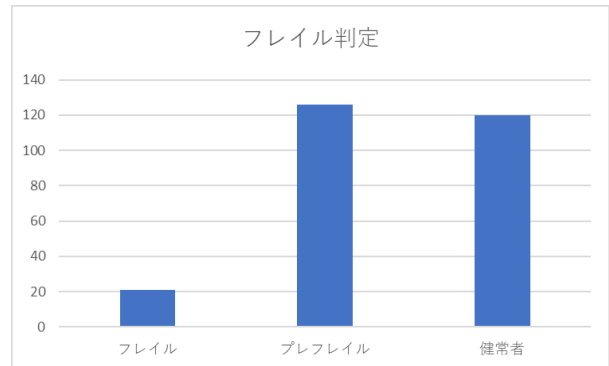
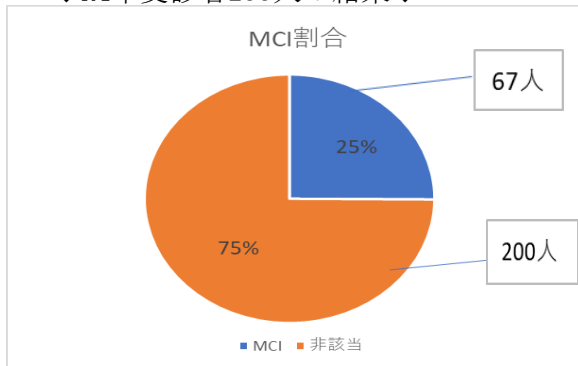
- 【実施主体】
- ・ 秋田大学高齢者医療先端研究センター
 - ・ 国立長寿医療研究センター

【検査内容】 血圧測定 → 認知機能検査 (NCGG-FAT) → 体力測定 → 医師等による問診と指導→認知機能検査 (TDAS)

【実績】

	R2年度	R3年度	R4年度
西部地域	82	42 (4年目)	57 (5年目)
南部地域	88	76 (3年目)	82 (4年目)
東部地域		176 (初年度)	116 (2年目)

◆R4年受診者255人の結果◆



(3) 認知症予防講演会

実施月日	内容・講師等
R4. 11. 26 (土)	<p>内 容: 「まだ大丈夫! は、もう遅い」 ～ここまでわかった認知症予防～</p> <p>場 所: 条里南庁舎 講堂</p> <p>講 師: 秋田大学高齢者医療先端研究センター センター長・教授 大田 秀隆 先生</p> <p>参加者: 270人</p>

5. 権利擁護事業

◇ 高齢者虐待の対応状況（養護者による虐待）

（単位：件）

（1）通報（届出件数）	R2年度	R3年度	R4年度
件数	7	12	16
うち、虐待と認定した数	0	2	5
（2）虐待の種別 ※	R2年度	R3年度	R4年度
身体的虐待	5	10	13
介護等の放棄等	1	1	3
心理的虐待	2	3	4
性的虐待	0	0	0
経済的虐待	1	2	3
（3）通報（届出）の経路	R2年度	R3年度	R4年度
本人	0	0	0
親族	0	4	3
職務上知り得た者	7	8	13
その他（一般市民等）	0	0	0
（4）被虐待者の性別	R2年度	R3年度	R4年度
男	1	5	3
女	6	7	13
（5）被虐待者の年齢	R2年度	R3年度	R4年度
64歳以下			1
65歳～69歳	0	1	1
70歳～79歳	3	4	3
80歳～89歳	1	6	7
90歳～99歳	3	1	3
100歳以上	0	0	1
（6）被虐待者と虐待者の続柄	R2年度	R3年度	R4年度
配偶者	3	2	4
息子	3	8	8
娘	1	0	1
息子の配偶者	0	0	0
娘の配偶者	0	0	1
兄弟姉妹	0	1	0
その他	0	1	3
（7）対応状況	R2年度	R3年度	R4年度
事実確認	6	12	8
措置入所等による保護等	0	3	4
立入調査	0	0	0
面会の制限	0	1	2
養護者の支援	0	7	2
その他	2	0	3

※複数該当する状況を含む

6. 成年後見制度等利用支援事業・市民後見推進事業

(1) 市民後見人養成研修 (単位：人)

		累計 (H23～R4)
基礎研修	受講者数	206
	修了者数	151
実践研修	受講者数	99
	修了者数	82

(2) 市民後見人フォローアップ研修

日時	内容	テーマ	受講者数
7/14	高齢者の理解 認知症の理解	コロナ禍において直接の対人援助の機会が減少していることから、地域及び成年後見制度の実情から制度の対象者として多くなっている高齢者並びに認知症についての理解を深め、対人援助のスキルを高める。	14
9/29	成年後見実務 (申立から受任までの基本的な流れ、書類の確認)	後見人等の業務開始となる実務について振り返り、業務開始がスムーズに行えるよう実務能力を磨く。	12
3/3	実践事例から見た後見活動の検討	実際の後見活動において、判断が難しいケースが生じる場合もある。実際の後見活動記録から、対応方法について検討し、後見活動への理解を深める。	13

	名簿登録者	名簿未登録者	計
参加実人数	18	3	21
延べ人数	34	5	39

(単位：人)

(3) 成年後見制度に関する相談

日時	定期相談			随時相談	計
	第1回	第2回	第3回		
相談件数	2	3	0	36	41

(4) その他

※年度末時点

市民後見人名簿登録者数(人)	34	令和4年8月意向調査実施
市民後見活動者数(人)	5	R5.3.31時点
市長申立数(件)	2	
親族申立支援数(件)	2	
成年後見制度利用支援申請数(件)	0	

7. 地域ケア会議推進事業

毎月の定期開催の他、随時のミニケア会議を8地域で開催

地域	自立支援型	困難解決型	圏域会議
東部地域	4	20	1
西部地域	4	12	1
南部地域	4	12	1

8. 総合相談支援事業

(1) 対象者の状況

相談区分 (単位：件)		対象者の世帯状況 (単位：件)		
新規	継続	独居	高齢世帯	その他
1,020	1,941	1,041	572	1,347

対象者の認定区分

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
225	136	83	18	14	1	151	2,144

※その他～未申請、申請中

相談者 (重複有)

本人	家族	関係機関	その他
517	1,156	1,188	99

相談対象者の地区状況 (単位：件)

横手	山内	平鹿	十文字	増田
1,378	55	222	392	102
大森	大雄	雄物川	市外	不明(匿名)
263	250	258	24	16

(2) 相談・支援の方法 (重複あり)

単位：(件) / (時間)

訪問	電話	面接	その他(書面等)
605	1,531	662	162
580:33	726:56	459:25	145:35

(3) 時間外対応状況

(転送電話からの対応等)

件数	時間(分)
103	21:41

(4) 相談種別の内容 (重複有)

単位：(件) / (時間)

	総合相談支援											権利擁護				運動器	認知症総合支援 初期集中支援	その他
	介護相談	地域支援・連携	福祉事業	医療・入院	施設入所	ケアマネ支援	認知症	精神疾患	ミニケア会議	サービス調整	介護申請	成年後見	高齢者虐待	消費者被害	DV			
件数	891	241	50	308	199	177	759	147	14	195	168	56	47	3	7	181	113	442
時間	485:27	134:45	34:13	237:43	141:59	108:01	580:38	106:13	15:45	74:32	97:21	31:30	46:54	1:00	6:45	124:13	87:22	296:08

介護予防・生活支援サービス事業

9. 訪問型サービス

認知機能向上プログラム (単位：人)

項目	R2年度	R3年度	R4年度
実人数	115	117	72
延人数	185	154	87

10. 通所型サービス (単位：人)

項目	R2年度	R3年度	R4年度
実人数	129	136	87
延人数	1,409	2,047	886

11. 介護予防ケアマネジメント

計画作成状況 (推移)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
事業対象者	R3	554	579	591	590	598	608	620	629	653	653	629	661	7,365
		398	426	439	428	441	455	461	479	496	493	480	509	5,505
	R4	654	650	655	642	636	637	652	663	655	652	656	676	7,828
		516	529	543	541	539	541	556	562	561	554	554	564	6,560
要支援1	R3	118	110	119	109	107	102	107	109	112	107	104	110	1,314
		106	101	107	96	94	89	93	96	100	95	94	97	1,168
	R4	108	107	112	118	110	117	112	114	118	117	119	118	1,370
		95	94	97	100	96	99	102	102	108	106	109	107	1,215
要支援2	R3	224	225	222	224	227	229	229	235	243	234	240	240	2,772
		198	202	200	204	205	206	204	210	218	212	216	219	2,494
	R4	224	223	226	219	215	225	223	223	229	225	230	229	2,691
		206	203	205	198	200	212	210	207	212	211	215	213	2,492

(各下段は居宅介護支援事業所への一部委託)

12. 介護予防把握事業

基本チェックリスト実施状況 (単位：人)

項目	R2年度	R3年度	R4年度
配布数	5,612	7,170	6,762
実施者数	4,196	4,311	3,432

1.3. 介護予防普及啓発事業

(単位: 回・人)

項目	R2年度		R3年度		R4年度	
	回数	延参加数	回数	延参加数	回数	延参加数
口腔機能向上	1	8	22	177	0	0
栄養改善	1	11	1	5	0	0
うつ・閉じこもり予防講座	2	12	0	0	0	0
認知症予防講座・講話	23	281	7	94	5	52
物忘れ相談(タッチパネル)	5	25	0	0	0	0
介護予防等講話	0	0	0	0	0	0
運動機能向上	17	177	10	91	2	27
介護保険について	4	79	30	295	63	617
計	53	593	70	662	70	696

○ラジオによる高齢者うつ予防啓発事業

高齢者の心健康についてかまくらFMにて月2回放送

○「運転寿命を延ばす」介護予防教室 6か所で開催

	1回目	2回目	3回目
	人数	人数	人数
東部(横手地域)	8	7	8
東部(山内地域)	18	26	23
西部(雄物川地域)	19	18	17
西部(大雄地域)	8	6	7
南部(十文字地域)	12	10	11
南部(増田地域)	12	11	12
計	77	78	78

内容

1回目: 運転能力の確認

2回目: 作業療法と自動車
運転マネジメント

3回目: 認知機能と自動
車運転の関係

○健康の駅トレーニングセンターでの介護予防教室

	1回目	2回目	3回目	4回目
	人数	人数	人数	人数
東部	2	2	2	2
西部	4	4	3	3
南部	3	4	4	2
計	9	10	9	7

1.4. 地域介護予防活動支援事業

(1) 介護予防サポーター養成講座

テーマ	内容	参加者数
1日目(R4.8/23) ・介護予防の必要性について ・お口の介護予防について 2日目(R4.8/24) ・認知症について ・高齢者に潜む心の病について ・高齢者の食生活(低栄養予防) ・介護予防(リハビリの視点から) 実践も含む ・認知症サポーター養成講座	高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けるように、介護予防を地域で支えてくれるボランティアの養成講座。 医師、理学療法士、歯科医師、臨床心理士、栄養士、保健師、などの専門職種を講師とした講座を実施。 (基礎編、実践編を一緒に講座を開催)	14名

(2) 介護予防サポーターフォローアップ講座

テーマ	内容	参加者数 (人)
R4.12.1 ・チェックリストからフレイルを予防する	横手興生病院 佐藤作業療法士を講師とした講座。 介護予防サポーターの役割を振り返りつつ、イレブンチェックを活用し自身のフレイルについて考え、また、講座で学んだ内容を、地域で伝える方法についても話し合う。	16名

(3) 介護予防サポーター情報交換会

テーマ	内容	参加者数 (人)
R4.6.23 ・横手市の社会資源を紹介（健康の駅、いきいきサロン、チームオレンジ、包括事業）	横手市の社会資源（健康の駅、いきいきサロン、チームオレンジ、包括事業）について紹介する。 サポーターが関心の持つ、社会資源に分かれ詳しく説明。サポーターの活動につながるよう、活動状況の把握を行う。	15名

15. 地域リハビリテーション活動支援事業

協力事業者	雄物川クリニック、市立横手病院、市立大森病院、まっこいしゃ、りんごの里
利用団体	○健康の駅型：7箇所実施 延人数151人 ○いきいきサロン型：3箇所実施 延人数74人 ※1箇所において評価含め3回コースで実施 ○介護サービス事業所：2箇所実施 延人数19人 ※1箇所において1回実施

16. 介護相談員派遣事業

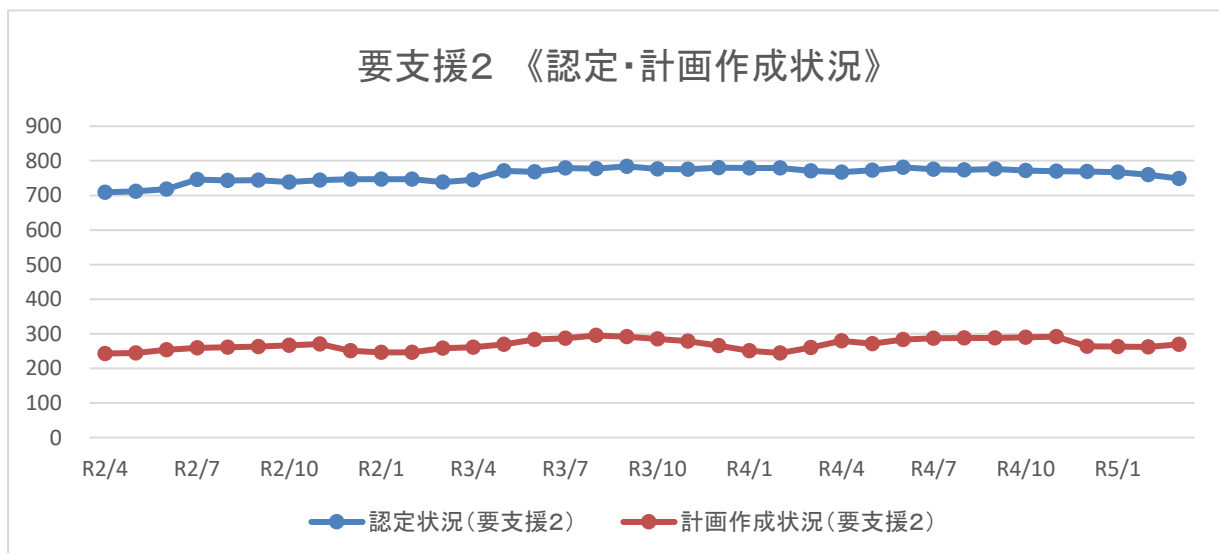
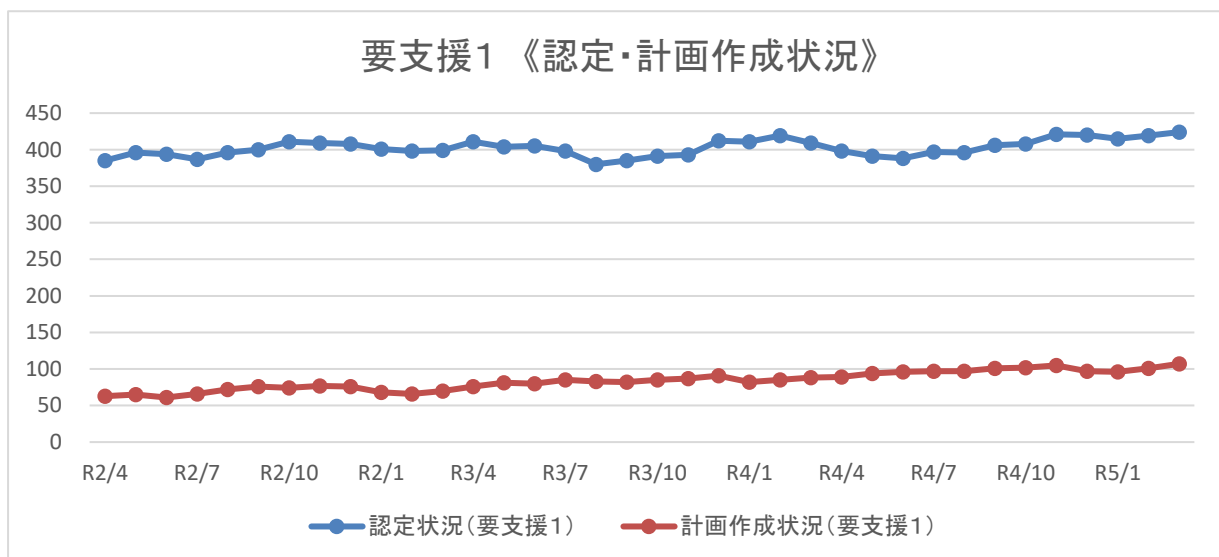
派遣事業所種別	箇所数			訪問回数		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4
グループホーム	14	14	14	27	70	39
特別養護老人ホーム	16	16	16	19	11	37
介護老人保健施設	3	3	4	0	0	0
デイサービス	2	2	2	5	0	0
障がい者支援施設	3	3	3	6	12	44
ケアハウス	1	2	2	0	3	0
養護老人ホーム	1	2	2	0	6	4
有料老人ホーム	1	9	10	0	36	22
短期入所生活介護	6	6	6	10	11	21
計	47	57	59	67	149	167

1.7. 介護予防支援事業

要介護認定状況・計画作成状況(推移)

(単位:人)

項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計	
要支援1	認定者数	R2	385	396	394	387	396	400	411	409	408	401	398	399	4,784
		R3	411	404	405	398	380	385	391	393	412	411	419	409	4,818
		R4	398	391	388	397	396	406	408	421	420	415	419	424	4,883
	計画作成数 (各年度下段は居宅介護支援事業所へ一部委託)	R2	63	65	61	66	72	76	74	77	76	68	66	70	834
			52	55	51	55	60	64	63	66	65	57	56	60	704
		R3	76	81	80	85	83	82	85	87	91	82	85	88	1,005
			65	68	68	73	68	71	74	74	79	73	75	77	865
		R4	89	94	96	97	97	101	102	105	97	96	101	107	1,182
			79	84	85	86	85	87	87	91	85	83	86	92	1,030
		要支援2	認定者数	R2	709	712	718	746	743	744	738	744	747	747	747
R3	745			771	768	779	777	784	776	775	780	779	779	771	9,284
R4	767			773	781	775	774	776	772	770	769	767	760	749	9,233
計画作成数 (各年度下段は居宅介護支援事業所へ一部委託)	R2		243	244	254	259	261	263	267	270	251	246	246	258	3,062
			220	223	233	238	240	244	247	250	233	228	228	239	2,823
	R3		261	269	283	287	295	292	285	279	266	251	244	260	3,272
			243	250	261	265	272	270	262	258	249	234	226	238	3,028
	R4		280	271	283	287	288	288	290	292	264	263	262	269	3,337
			259	250	262	262	264	262	264	268	244	244	245	252	3,076

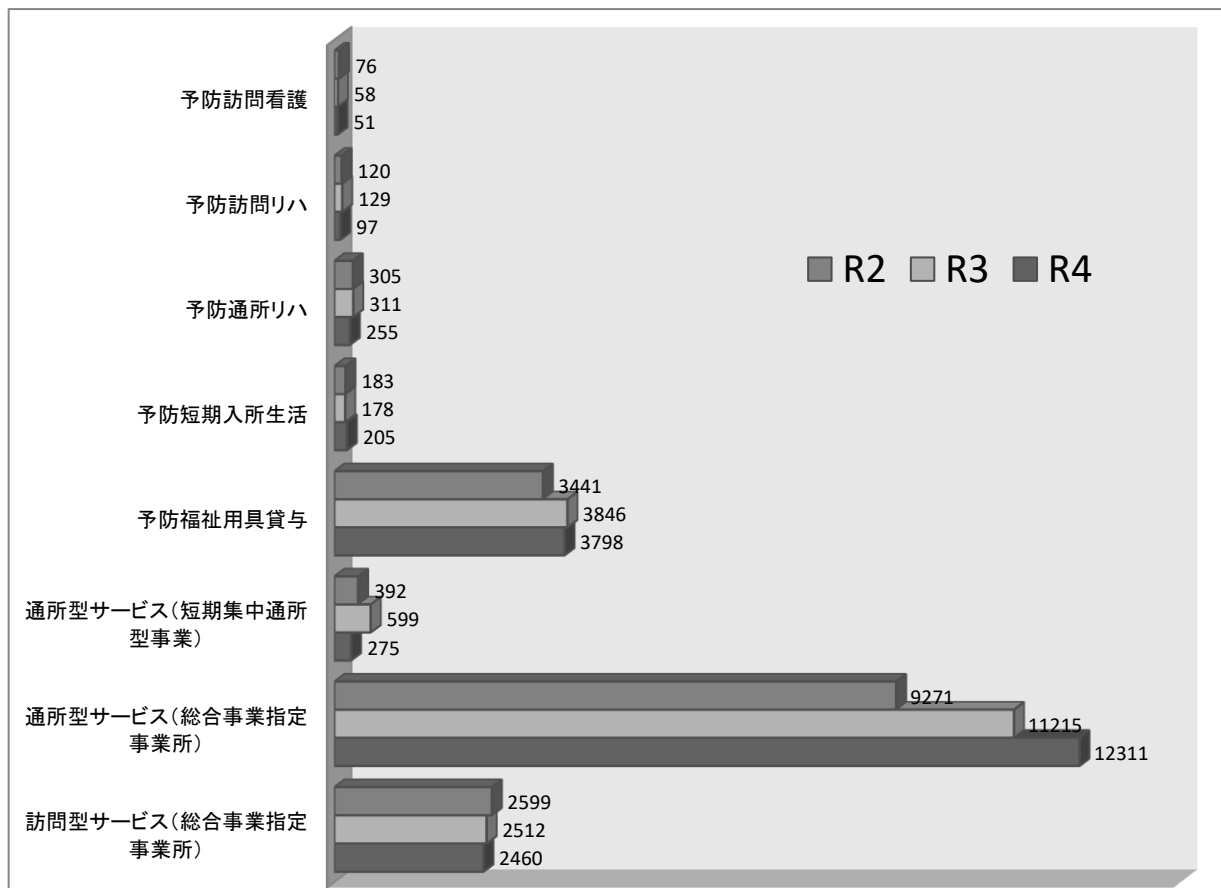


予防サービス種別利用状況(延人数)

(単位:人)

サービス種別	延利用者数		
	R2	R3	R4
予防福祉用具貸与	3,441	3,846	3,798
予防短期入所生活介護	183	178	205
予防通所リハビリテーション	305	311	255
予防訪問看護	76	58	51
予防訪問リハビリテーション	120	129	97
予防訪問入浴	8	4	13
予防短期療養	1	2	2
訪問型サービス(総合事業指定事業所)	2,599	2,512	2,460
通所型サービス(総合事業指定事業所)	9,271	11,215	12,311
通所型サービス(短期集中通所型事業)	392	599	275
合計	16,396	18,854	19,467

(重複利用有り)



民生委員児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱され、任期は3年であり、すべての委員は、児童福祉法により児童委員を兼ねております。

その活動の主なものは、社会奉仕の精神をもって、経済的に困っている人や心身障がい者、児童、老人等で問題を抱えている人々の相談、援助活動を行っています。

横手市には、定数で314人の民生委員・児童委員(内32人は主任児童委員)がおり、地域の社会福祉推進のために活躍しています。

①地区別民生児童委員

令和5年4月1日現在

(各地区(単位)民生児童委員協議会定員)

単位:人

地区民児協名	南	北	朝倉	旭	栄	境町	黒川	金沢
民生委員	25	13	12	12	13	5	5	7
主任児童委員	2	2	2	2	2	2	2	2
計	27	15	14	14	15	7	7	9

地区民児協名	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
民生委員	27	40	30	25	41	13	14	282
主任児童委員	2	3	2	2	3	2	2	32
計	29	43	32	27	44	15	16	314

②分野別相談状況

単位:件

分野別相談・支援件数	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
	高齢者に関すること		2,585	2,839	2,802	3,010
障がい者に関すること		243	283	250	197	277
子どもに関すること		1,322	1,083	1,102	1,130	1,185
その他		1,272	1,304	1,286	1,390	1,533
計		5,422	5,509	5,440	5,727	5,885

③内容別相談・支援件数

単位：件

内容別 相談・ 支援 件数	区 分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
	地域・在宅福祉	241	288	341	295	286
	介護保険	62	89	120	70	107
	健康・保健医療	214	299	202	292	343
	子育て・母子保健	103	49	53	47	99
	子どもの地域生活	566	398	577	647	573
	子どもの教育・ 学 校 生 活	632	621	405	397	397
	生 活 費	62	80	139	115	177
	年 金 保 険	29	22	17	24	37
	仕 事	38	40	45	70	72
	家 族 関 係	169	173	217	161	201
	住 居	76	65	143	156	116
	生 活 環 境	318	287	468	450	439
	日 常 的 支 援	1,471	1,425	1,357	1,476	1,383
	そ の 他	1,441	1,673	1,356	1,527	1,655
	計	5,422	5,509	5,440	5,727	5,885

生活困窮者自立支援事業

平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき「自立相談支援事業」を実施している。市役所本庁舎 1 階に「横手市自立相談支援窓口」を設置し、複合的な課題を抱え、生活困難のリスクに直面している生活困窮者に対し、日常生活での自立や社会的、経済的自立に向けた個別的、包括的、経済的な支援を行っている。
また、平成 30 年度からは、家計改善支援事業を実施している。

1. 相談者数（実人数）

	男性	女性	不明	計
令和 4 年度	88	92	0	180
令和 3 年度	127	101	1	229
令和 2 年度	148	119	2	269
令和元年度	86	89	0	175
平成 30 年度	101	102	0	203

2. 年齢別

	～10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代～	計
令和 4 年度	1	16	30	36	32	27	38	180
令和 3 年度	2	11	37	37	41	43	58	229
令和 2 年度	1	21	32	69	49	54	43	269
令和元年度	2	5	23	35	35	48	27	175
平成 30 年度	0	10	23	30	33	57	50	203

3. 相談内容

	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
病気や健康、障害	70	73	71	69
住まい	48	71	116	43
収入・生活費	149	190	202	119
家賃やローンの支払い	43	57	105	36
税金や公共料金等の支払い	46	62	69	39
債務	21	35	27	29
仕事探し・就職	42	64	89	46
仕事上の不安やトラブル	14	17	27	8

地域との関係	5	5	5	5
家族との関係	37	36	51	40
子育て	7	5	17	10
介護	21	23	13	14
ひきこもり・不登校	33	17	28	20
DV・虐待	3	4	3	1
食べるものがない	34	23	32	14
その他	5	9	13	18
計	578	691	868	511

4. 支援実績（支援実施延べ回数）

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
電話相談等	820	934	987	560
訪問・同行支援	295	240	175	221
面談	700	826	768	567
支援調整会議	24	31	28	48
他機関との会議・協議等	777	1,009	692	465
その他	54	25	20	40
計	2,670	3,065	2,670	1,901

5. 支援調整会議

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
実施回数	6	6	5	9